

平成31年 3月11日開会
平成31年 3月22日閉会
(定例第2回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（3月11日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	5
事務局出席職員職氏名	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
諸般の報告	6
一般質問	6
3番 國本 悦郎議員	6
8番 竹谷 和彦議員	16
12番 河内 賀寿議員	21
1番 西本 篤史議員	26
7番 松田規久夫議員	31
9番 穴井 謙次議員	41
5番 石田 修一議員	47
議案第2号	55
議案第3号	55
議案第4号	55
議案第5号	55
議案第6号	55
議案第7号	55
議案第8号	55
議案第9号	55
議案第10号	55
議案第11号	55
議案第12号	55
議案第13号	55
議案第14号	55
議案第15号	55
議案第16号	55
議案第17号	55
議案第18号	55
議案第19号	55
議案第20号	55
議案第21号	55

議案第 2 2 号	5 5
議案第 2 3 号	5 5
議案第 2 4 号	5 5
請願第 1 号	6 3
散 会	6 3
署 名	6 4

第 2 号 (3 月 2 2 日)

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 7
出席議員	6 9
欠席議員	6 9
事務局出席職員職氏名	6 9
説明のため出席した者の職氏名	6 9
開 会	7 0
会議録署名議員の指名	7 0
議案 7 号の訂正	7 0
議案第 2 号	7 0
議案第 3 号	7 0
議案第 4 号	7 0
議案第 5 号	7 0
議案第 6 号	7 0
議案第 7 号	7 1
議案第 8 号	7 1
議案第 9 号	7 1
議案第 1 0 号	7 1
議案第 1 1 号	7 2
議案第 1 2 号	7 2
議案第 1 3 号	7 2
議案第 1 4 号	7 2
議案第 1 5 号	7 2
議案第 1 6 号	7 2
議案第 1 7 号	7 2
議案第 1 8 号	7 2
議案第 1 9 号	7 2
議案第 2 0 号	7 2
議案第 2 1 号	7 2
議案第 2 2 号	7 2
議案第 2 3 号	7 2
議案第 2 4 号	7 2
議案第 2 5 号	7 5
議案第 2 6 号	7 6
議案第 2 7 号	7 6
議案第 2 8 号	7 6

閉会中の継続調査について（付託事件）	78
閉会中の継続調査について（特定事件）	78
閉 会	78
署 名	79

田布施町告示第67号

平成31年第2回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成31年 2月22日

田布施町長 東 浩 二

- 1 期 日 平成31年 3月 11日
2 場 所 田布施町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

西本 篤史議員	谷村 善彦議員
國本 悦郎議員	清神 清議員
石田 修一議員	木本 睦博議員
松田規久夫議員	竹谷 和彦議員
穴井 謙次議員	畠中 孝議員
林山 健二議員	河内 賀寿議員
瀬石 公夫議員	

○3月22日に応招した議員
なし

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成31年3月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第2号
平成31年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第3号
平成31年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第4号
平成31年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第5号
平成31年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第6号
平成31年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第7号
平成30年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第11 議案第8号
平成30年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第12 議案第9号
平成30年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第13 議案第10号
平成30年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第14 議案第11号
平成30年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第15 議案第12号
田布施町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号
田布施町国営農地再編整備事業負担金支払基金条例の制定について
- 日程第17 議案第14号
田布施町森林環境基金条例の制定について
- 日程第18 議案第15号
田布施町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号
町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号

- 田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号
田布施町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号
田布施町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号
議決事項の一部変更について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号
山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第 2 8 請願第 1 号
過大徴収した固定資産税等の返還を求める請願
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
例月出納検査の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 2 号
平成 3 1 年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第 6 議案第 3 号
平成 3 1 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第 7 議案第 4 号
平成 3 1 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第 8 議案第 5 号
平成 3 1 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第 9 議案第 6 号
平成 3 1 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第 1 0 議案第 7 号
平成 3 0 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定について
- 日程第 1 1 議案第 8 号
平成 3 0 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 2 議案第 9 号
平成 3 0 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号
平成 3 0 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について

- 日程第 1 4 議案第 1 1 号
平成 3 0 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号
田布施町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号
田布施町国営農地再編整備事業負担金支払基金条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号
田布施町森林環境基金条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号
田布施町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号
町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号
田布施町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号
田布施町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号
議決事項の一部変更について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号
山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第 2 8 請願第 1 号
過大徴収した固定資産税等の返還を求める請願

出席議員（13人）

西本 篤史議員	谷村 善彦議員
國本 悦郎議員	清神 清議員
石田 修一議員	木本 睦博議員
松田規久夫議員	竹谷 和彦議員
穴井 謙次議員	畠中 孝議員
林山 健二議員	河内 賀寿議員
瀬石 公夫議員	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	神田 伊織君
		書記	木村 朋子君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	田中 和彦君	町民福祉課長	坂本 哲夫君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	惠元 朗夫君
学校教育課長	長合 保典君	社会教育課長	中田 正美君
建設課技幹	吉藤 功治君	総務企画課主幹	森 清君
健康保険課主幹	山本むつみ君	代表監査委員	常見 京平君

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（瀬石 公夫議員） おはようございます。それでは定刻になりましたので、平成31年第2回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災から8年を迎えます。犠牲となられた多くの方々の御冥福をお祈りするために、1分間の黙祷を捧げたいと思います。御起立をお願いいたします。

[黙祷]

○議長（瀬石 公夫議員） 黙祷を終わります。御協力ありがとうございました。御着席をお願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、谷村善彦議員、清神清議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は3月22日までの12日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。

例月出納検査の結果の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

平成30年12月、平成31年1月及び2月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、議長から報告いたします。

地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第4、一般質問を行います。國本悦郎議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 質問方式は、最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答でお願いします。

まず、第1問目は、学校と保育所の食物アレルギー対策はということで答弁者は尾崎教育長と東町長です。

近年、食物アレルギーの子供が多くなり、その子たちへの給食対応についてガイドラインが示されています。

先日、近所の方と話しているときに、ひょんなことから食物アレルギーを持つ子の給食対応が、田布施町と他の市町とは違っていることが話題になりました。

その方の学校に通っている2人のお子さんは、どちらも食物アレルギーがあり、その食材が入っているときには、そのおかずの代替物は弁当持参し、給食費は食べないおかずの分まで全額払っているということでした。

そこで、近隣の市町ではどうなっているか、3市、岩国市と柳井市と光市、3町、周防大島町と平生町と上関町、そちらに調査用紙を送り、食物アレルギーを持つ子への給食対応について聞いてみますと、田布施町と同様な給食センターという集中方式でも代替物を出しているという回答が大半でした。

給食費を上乗せすることなく他の子供と同額にしています。もちろん、アレルゲンが重複している代替物で対応が難しい場合は弁当持参を保護者にお願ひし、給食費はとらないというのが田布施町を含めて、どの市町にも共通していることです。

この際、食物アレルギーを持つ子への給食対応だけでなく、食の安心・安全という点から給食に使

う食材についてもお聞きしたいと思います。

先日、給食センターに昨年度の県内食材の割合を聞きましたら、92.9%で県内トップという回答でした。以前、83%で県内トップというときにも驚いた数字でしたが、それから10ポイント上がっています。

米については100%が田布施産だと聞きました。それをさらに推し進めて食の安心・安全の観点から田布施地域交流館が進めている化学的農薬や肥料を使わないオーガニックな食材をふやすことはできないかということです。

アレルギー体質になる原因は、大気汚染や化学的農薬使用や遺伝子操作の食べ物、プラスチックの使用などなどと種々言われ一つに絞ることはできません。

しかし、アレルギー体質は、オーガニックな食材で少しは改善されるということを知ったことがあります。

さらに、保育所の給食についても食物アレルギーを持つ子供への給食対応はどうなっているのか、学校や給食センターを読みかえてお聞きしたいと思います。

1歳6ヵ月児と3歳児健康診査時には、食物アレルギーについて、早期発見や早期対応ができるよう町としてどのように対処しているのかも気になるところです。

以下、次の7点をお聞きします。

①ガイドラインに基づいて実施している他の市町と同様にアレルギーを持つ子への給食対応では、代替物を提供し、給食費の上乗せはしないで他の子供と同額にできませんか。

②給食の食材をアレルゲンとならないような代替物にしたり、できるだけ化学的農薬や肥料を使わないオーガニックな食材を購入することはできませんか。

③ガイドラインでは、緊急時の対処について全職員の理解と適切に対応するよう求めています。食物アレルギーに対し、学校では個別の学校生活管理指導表を作成したり、どう対処するか食物アレルギー対応委員会など組織的に取り組んでいますか。

④給食の献立について、食物アレルギーを持つ保護者と給食センターの連携はできていますか。

⑤全保護者に対し、食物アレルギーについての啓発はできていますか。

⑥保育所では、食物アレルギーを持つ子への給食対応はどうなっていますか。上の5つの質問事項の学校や給食センターを保育所に読みかえてお答えいただけませんか。

⑦食物アレルギーに対する早期発見と早期対応は健診時にできていますか。

2問目に入ります。

質問事項は、田布施町に宿泊施設をとということで、答弁者は東町長です。

田布施町内にある宿泊施設は、田布施駅前にある友末旅館と馬島にあるのんびらんど・うましま・うましま荘に限られています。のんびらんど・うましまは4月から10月までの営業だし、うましま荘についても活動範囲がほぼ島内に限られているので、いわゆる町内をめぐる観光に利用できる旅館と言えば1軒しかないと言ったほうがいいかもしれません。

山口県の宿泊者及び観光客の動向という資料によれば、昨年度の田布施町の観光客は37万967人で、32万7,070人と、その大半を地域交流館が占めていて旅館の宿泊者数は144人となっています。

宿泊目的を旅館に聞けば、隣町であぶれた人が大半との回答で、田布施町を宿泊地の拠点にし観光する人は圧倒的に少ないことがわかります。

今、営業している駅前の旅館は、創業100年以上を迎えるといいますが、これから建てかえて営業することにはしていないと聞いていますので、このまま老朽化が進んでいけば、近い将来には、馬島以外に田布施町に宿泊施設がないという最悪の事態になりそうです。

そこで、これから田布施町も観光に力を入れるならば、気楽に泊まれ、規制の緩くなった民宿や民泊などをふやすような施策が必要なのではないかと思っています。

国としても、今年のラグビーのワールドカップ、来年の東京オリンピックを控え、外国からの訪日者をふやそうと民泊新法を昨年の6月に施行しており、いろんな支援策も講じています。

ネット検索をして資料を探れば民泊新法とはとか民泊新法が6月15日に施行へ民泊新法に内容をまとめましたなどのサイトが見つかります。

農村だけでなく、漁村地域では渚泊推進対策として、国は昨年度予算化もしています。新聞記事でも農泊小観光の拠点にとか、農村で宿泊したい施設、古民家希望4割超とか、都会と農村学び合いというような農泊を進める記事が満載になっています。

田布施町では、町が支援している田布施町まるごと公園化プロジェクトが町全体を公園に見立て、四季折々に咲く花木の整備を町民一体となって進めるために桜の木を無償配布しています。

20年先には、国内だけでなく海外からも観光客を呼ぼうと長いスパンで取り組みを始めているのは御存じだと思います。

田布施町でも、これを機に多くの民宿や民泊を始めたい人に水回りの改修などに要する支援策、民宿や民泊を始めたい移住者の開拓、民宿や民泊を奨励した中山間地対策などは講じられないものか、宿泊施設だけでなく観光拠点の整備もあわせて行ったらいいのではないかと思います。

以下、次の3点をお聞きします。

①民宿や民泊を始めたい人に改修支援策を示し、町内の人だけでなく地域おこし協力隊員などの移住者を呼べませんか。

②高齢化の進む中山間地域対策の一環として民宿や民泊を奨励できませんか。

③宿泊施設の開業と一体となった、外国人を呼べる四季折々に楽しめる観光拠点を創設できませんか。

3問目に移ります。

質問事項は体験的修学旅行の誘致をということで、答弁者は東町長です。

これから質問することは、先ほど述べました質問事項2と関連しますが、民宿や民泊の営業が軌道に乗ればいいということから項を改めて質問します。

民宿や民泊を始めるためには、営業利益が出るようにしなければ誰も手を挙げてはくれません。

周防大島では体験的修学旅行の誘致をするために、これまで体験型観光の第一人者である藤澤安良氏を迎え、民泊受け入れ研修会などの段取りを踏みながら民家に宿泊させる民泊の希望者を募り、今では多くの修学旅行生を都会から迎えるようになっていきます。

民家で賄いきれないところは民宿も加勢し、先日の橋の事故があったにもかかわらず復旧してからも日を改めて何校か訪れているほどです。都会の学校にとって体験的修学旅行はそれだけ価値の高いものと言えそうです。

現在、周防大島町では移住者がふえ続けている一つの要因に、この体験的修学旅行の誘致があるのではないかと私は踏んでいます。

同じ瀬戸内海に面する田布施町も同じ段取りを踏んでいけば、誘致できようし、他のサザンセット地域と一体となって体験的修学旅行の誘致となれば、もっとハードルが低くできるのではないかと思います。

以下、次の2点をお聞きします。

①田布施町で民宿や民泊の取り組みと並行して、体験的修学旅行の誘致はできませんか。1町だけで誘致が難しければ観光客が熊毛郡3町では圧倒的に少ないので、民宿や民泊の取り組みとも並行して、体験的修学旅行の誘致をするよう他の2町にも呼びかけられませんか。

②周防大島町がどのようにして、今日のように体験的修学旅行ができるようになったか、事前の取り組みを始めるために職員派遣はできませんか。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

- 町長（東 浩二君） それでは3点ございますから、一括ということで答弁をさせていただきます。
それでは、1点目の食物アレルギー対策についてでございます。まず私からは町内の保育園の給食における食物アレルギーの対応につきまして、お答えをさせていただきます。
入園時の際に保護者の方に食物アレルギー等がないのかを確認し、その上でアレルギーの対象となる食物を除去した給食を、その他の児童とは別に調理することを現在は行っております。
このように食材につきましては、入所児童の安全・安心に配慮したものを使用し、食を通しての児童の健やかな成長に配慮しているところでございます。
また、保育園の給食における副食、いわゆるおかずの経費につきましては、保育料に含まれておりますので、食材変更に伴う保護者の負担は申し上げておりません。
また、食物アレルギーに対する健診時の対応についてであります。食物アレルギーの検査は医療的な検査となるため町が行う乳幼児の健康診査では行っておりません。
しかし、アレルギーに関する相談を受けることも多く、アドバイスをするとともに早めにかかりつけ医への検査を勧めております。
また、医療機関での検査後に食事などへの相談があったときは、かかりつけの医師等の情報をもとに食事に関する指導やアドバイスを行っております。
食物アレルギーを持つ児童の保護者の方は、お子様が成長する上で欠かせない児童の食事に日々心配をされておられますので、アレルギーに関しましては保護者への情報提供や調理にかかわる関係者の研修などを通じて、知識の普及に努めてまいります。
- 議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。
- 教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。それじゃ私のほうからお答えします。
現在、国民の2人に1人が何らかのアレルギー疾患があると言われており、また、文部科学省の調査によりますと、小中高校生のおよそ20人に1人が食物アレルギーを抱えているとの結果も発表されているところであります。
こうした状況の中で、子供たちに安全でおいしい給食を安定的に提供することは大きな課題だと考えております。
それでは、1点目の代替食を他の児童生徒と同額で提供できないかについてですが、食物アレルギーへの対応につきましては、提供する食数や地理的条件等の提供体制によって、各市町で取り組みが異なっているのが現状です。
また、御指摘の代替品の提供につきましても、市町ごとにそれぞれの方法で実施されております。
本町においては、完全な代替食としてアレルゲン食材にかわる材料を使用した別メニューにつきましては、調理施設や器具及び調理員を区別してアレルゲンの混入を防ぐ必要があり、現在の施設では安全性の確保が困難であることから実施しておりません。
次に、2点目の給食にオーガニック食品を使うことができないかについてですが、アレルギーへの対応と食の安全の問題は、別のこととして捉える必要があると考えます。
ここでは、安全で安心な給食の提供についてお答えさせていただきます。
オーガニック食品と通常の生産基準で作られた作物を比較すると、確かにある面ではオーガニック作物が優れている点もあると思います。しかし、給食を一般的な給食費でかつ安定的に供給するためには、オーガニック作物は、入荷量を確保しにくい点や価格も割高になるといった点など、運営上、経営上大きな課題があると考えています。
また、その性格上、昆虫等の混入の可能性が高くなることから、下処理に係る人員や時間をふやす必要があり、限られた時間で調理し、必要量を決められた時間までに確実に提供するためには、なお多くの課題があります。
これらのことから、現時点ではオーガニック作物の使用は困難であると考えております。
第3点の食物アレルギーに対する学校での対応についてですが、毎年、全児童生徒に対し食物アレ

ルギーの有無についての調査を実施しています。

食物アレルギーを有するものにつきましては、学校生活管理指導表（医師の記入）それに加え、食物アレルギー個別対応票（保護者の記入）を学校へ提出いただいた上で、保護者と面談を行い、アレルギーの状態を確実に把握しております。

これらの情報と保護者の同意のもとに、各学校の食物アレルギー対応委員会におきまして、それぞれの児童生徒への普段の対応及び緊急時の対応等を検討し、全教職員で共通理解と初期対応を徹底して図り、万が一の事態に備えています。

また、中学校へ入学の際は、3月に小学校での対応状態について確実に引き継ぎを行うようにしており、9カ年の切れ目のない連携体制を構築しているところです。

次に、4点目の保護者と給食センターとの連携についてですが、希望する保護者につきましては、学校を通じて養護教諭、栄養教諭等が面接を行いアレルギーに対する正しい理解と対応について御理解をいただいております。

児童生徒の健康状態につきましては、常に保護者、学校及び給食センターで連携を図り、情報の共有を行っております。

最後に、5番目の全保護者に対するアレルギーに対する啓発ですが、保護者に対する啓発は、給食センターが出しております食育だより等で、時にふれる程度で、特別な啓発は行っておりませんが、児童生徒に対しましては、同じ学校に通うアレルギーを持つ友達への配慮や給食等の際に気をつけることなどについて、十分指導を行っております。

以上で終わります。

○町長（東 浩二君） それでは、2点目になりますけども、田布施町に宿泊施設をという御質問でございます。

本町には旅館が一軒しかなく、観光客だけでなくビジネス等で来町される方にとっても宿泊施設がない状況でございます。

議員御指摘のように民泊新法が施行され、全国各地で民泊ビジネスが始まっております。

お尋ねのような観光拠点を創設し本町に観光客を呼び込み、田舎ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむことのできる民泊や農泊を農山漁村の所得向上の方策の一つとして位置づけ、宿泊者に楽しんでいただき、かつ本町の農林水産物の消費拡大を図ることができればすばらしいと考えております。

1、2点目で中山間地域対策の一環として、民宿や民泊を始めたい人に改修支援策を示し、移住者を呼べないかというお尋ねでございますが、現在、農林水産省において農泊をソフトハードの両面から一体的に支援する事業が創設されています。

まず、ソフト対策としては、地域資源を活用した体験メニューの開発や地域食材を活用したメニューづくり、インバウンド需要に対応するための専門的人材の確保等の支援があります。

また、ハード対策としては、農山漁村体験施設の整備として、農産物直売所の整備や地域内にある古民家や廃校等の遊休施設を有効活用する大規模な施設整備への支援インバウンド対策としてトイレの洋式化、Wi-Fi 環境の構築等を支援する事業がありますが、実際、事業に取り組む際には、かなりハードルが高いのが事実でございます。

3点目の宿泊施設と一体となった外国人を呼べる観光拠点を創設できないかというお尋ねですか、私は、まず先にお答えしましたように、宿泊、民泊から具体的に考えていきませんと、いきなり外国人観光客をとということにはならないのではないかと考えております。

また、農泊をビジネスとして実施するための現場の実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取り組み等を考えると、いきなりはかなり難しいと考えております。

私としましては、現時点で、町内でそうした民泊、民宿をやってみたいとお話はありますが、民泊、農泊をやってみたい、また興味がある方等を把握するため、まずは、そうしたことに興味のある

る方や希望がどれくらいあるかといった調査や民泊に関する情報提供は行っていきたいと考えております。

最後に、3点目になりますが、体験型修学旅行について、お答えいたします。

現在、全国的にも体験型の修学旅行が増加傾向にあります。これは民泊を受け入れることで団体旅行客の増加が見込めるため、民泊を農山漁村の活性化事業としている自治体がふえているのと、修学旅行生による周辺施設への利用や備品、食材調達のために市場が活発化し地域活性化にもつながるためであります。

また、民泊は宿泊費を安く抑えたり、地域ならではの自然体験や農林業体験などさまざまな体験をし勉強できることが、修学旅行での民泊を使う大きな目的だと言えます。

私としましては、周防大島町のような取り組みが本町でも誘致でき、将来的には移住、定住につながればすばらしいことと思っております。

しかしながら、本町に当てはめてみますと、まず民宿、民泊を受け入れる家庭があるのか、天候に左右されない体験プログラム等を組めるのか、これらへの体制整備、旅行会社や都会の学校への誘致活動等、現実的に不安な面も多くあり、また、長期的な取り組みが保障できなければならないと考えております。

周防大島町においては、ホテルや旅館がある中で民宿や民泊を推進してこられ、これまでの長年の努力が成果としてあらわれてはいますが、現実には高齢化等により受け入れられる家庭の確保など、継続していくための問題も多いと聞いております。

まず、1点目の平生町、上関町への呼びかけでございますけれども、上関町では山口国体の際に民泊を実施されておられますが、平生町では、民泊は数軒の民間ベースのみでありますので、今後、まず3町で話し合ってみたいと思っております。

2点目について、周防大島町には、柳井広域や町村会の会議等も多くありますので体験型修学旅行への推進体制や方法等について聞いてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 第1問目の食物アレルギー対策についての再質問を行います。

すぐには施設として対応できないかもわかりませんが、一応ガイドラインのほうでは食物アレルギーであってもできる限り給食対応することが求められていますというふうに書いてあります。今のアレルギーに対応した給食の段階で言えば、うちは、代替物は保護者がというレベルで、もっともっと高いレベルのほうに移行してはどうかというふうに思います。

4月からどうのこうのじゃなくて、近い将来、それに向けて施設の改善とか何とかそういったのを一つ一つハードルをクリアしながらやっていけないものかということです。

いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、お答えしたとおりでございますが、議員さんがおっしゃることについては、長期的には考えていくことも必要かなと思っております。だが、今、給食でいろんな課題がたくさんあるわけです。きょうもは質問にはそういったアレルギーだけですけど、施設の問題とか、一番はどこも一緒ですが、いわゆる働いていただける方、つくっていただける方とか、こういう問題も今大変いろいろ苦慮しています。

学校とか保護者等働きかけながら給食をつくっていただける方を募集したり、そういうことにすごいエネルギーがいますし、また、施設についても、定期的に改善をさせていただいておりますけど、より新しいものにやっていかないと難しい面があります。

一番は、私も県の理事をやらせていただいておりますが、やはり異物混入、これに一番神経をとがらしている状況がありまして、アレルギーにつきましては、そういったアレルゲンのもとになるよう

な材料をどうして除いていくかということも大きな問題ですし、子供たち一人一人のそういった対応をしていく個人情報の共有もいると思いますが、そういったことをしっかりやりながら、今、議員がおっしゃるような形に少しずついけばなどは思っていますが、食なんか、うちのように90%以上、地元のものを使っておりますと、なかなか業者からそういったものを買っていただければ、あるかもわかりませんが、地元のものを買っていくということになると、今、申し上げたようなスタッフの問題であるとか、能力の問題とか、いろいろなものがありますので、長期的に検討させていただきたいという回答にさせていただけたらと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 3市3町のほうに聞きましたら、代替物をきちんと対応するというような回答が来ております。本町のように給食センター方式でもそれができております、自校方式だけでなく。

ですから、他町ができているからうちができませんというのは、ちょっといいことにはならないと思います。

将来的にその方向ちゅうことでお願いいたします。

次に、現在、給食費は幾らですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 長合教育課長。

○学校教育課長（長合 保典君） 申しわけありません、ちょっと確認して後ほどお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 給食センターのほうに、私、聞きに行きました。

そうしますと、小学校で250円、中学校で290円ということでした。非常に安く提供できてありがたいというように思っております。

これから食材を先ほどオーガニックにと言ったら、非常に高くなるというようなことを言われたんですが、全ての代替物を保護者に任せて弁当持参ということになると、その負担は、大変になります。この給食費の中で、それが賄えるかということと到底、賄えんのじゃないかと思うんです。

ですから、全て弁当対応する子には、少しぐらいの補助が出ないものかと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 昨今、消費税の問題でよその町では値上げの動きもありますが、本町では特別考えていませんが、そういうことでまだ検討はしたことはございません。

今言うたように長期的に考えていけば、値上げの問題もやっていかないといけないと思いますが、うちのは今、値段が確かなことがないと答えられませんので言わなかったんですが、普通であろうと思いますが、来年度ぐらいになるとよそは高くなってくるかなちゅう感じはしますが、そういった別の面での値上げもありますんで、そっちのほう、お値段のほうを十分考えていく必要も保護者にとっては必要なかな、考えていかなきゃいけないかなとか思っていますので、また検討させて下さい。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） これは教育長と町長にお伺いするんですが、オーガニックちゅうか、化学的農薬とか肥料を使わないと食材費が高くなるんじゃないかということなんですけど、野菜などの食材を地域交流館から購入ということになりますと、食の安心・安全は保てます。組合員の意欲も増します。移住者にも有機農業をしませんかとの呼びかけもできます。

新鮮なというんだったらちょっとどうかと思うんですが、日持ちのいい食材だけでも切りかえませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） この点につきましては、以前も他の議員さんからも御質問がありました。

十分その辺は考えて取り組みたいと考えています。

ただ一番のネックは、量が確保できないという点です。ぜひ、その辺は議員さんのほうからも十分検討して、対象の方へいろいろ啓発していただいてまして、千数百食の材料が入ってくるような仕組みができれば、所長のほうも栄養教諭のほうも動いていくんじゃないかと思います。

また、これについては、きょうの御質問を伝えて対応できるものがあれば、十分対応して、大事なうちの交流館は、そういったものがある、食の安全なことはよくわかっておりますんで、量が十分確保できるかどうかちゅう問題がやっぱり、この前もそういう点でお答えをしたと思いますんで、その辺を検討しながらやりたいと思いますのでまたお伝えいただいて、全体で小中学校の量が足りるようであれば、また、御相談をさせていただくようになるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、給食センターのことが主になっておりますが、保育園の場合は、園児が少ないということで給食のメニューも随分変わってきますが、3年ぐらい前までは、そういったアレルギーがあるお子さんというのは、お断りをしてたような状況もあったように聞いておりますが、今では何とかお預かりができるようにということで、保育園のほうも頑張っておられますので、ほとんど受け入れをしていただいておりますが、やはりレベルが、代替品使ってというレベルと、お聞きするときに症状が、かなり厳しいというお子さんについては、難しいのかなという気もいたします。

現時点では受け入れております。で、農薬とか有機とか、ということについては、圃場整備で進めておりますので、それについては、教育長さんが今申されましたようにこれから推進していきたいという気持ちは持っております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 一応、地域交流館から食材を購入できないかということなんで。済みません。

次に、アメリカでは農薬使用で訴訟が起きており、アメリカでは昨年8月に学校の用務員さんがある農薬を散布したらがんになったということで、その農薬の製造会社を訴え、320億円の賠償金を勝ち取っています。

給食の食材にそういった農薬が使用されていないか、チェックできませんか。

一応、具体的な名前言いますと、ラウンドアップでモンサント社です。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 県の給食会から入れているものも結構あります。365日全て田布施町のものではないですが、これにつきましては、全部、農薬チェックをしているということであります。田布施町の直接入れるものについては、ちょっといま、あれしておりませんが、安全を確保しながらやっていただいていると思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 次に、もう1問ほどお願いいたします。

食物アレルギーを持っている人は、先ほど教育長は20人に1人というふうに言われましたが、私が見た資料では、10人に1人というふうに、そういったように厳しい数字が出ております。

また、アレルギー医療の専門家によりますと、食物アレルギーのある人の割合は、ゼロから1歳児がもっとも高く年齢が上がると減少すると言われております。

しかし、中には改善しなかったり改善しても食べなかったりする人もいますようです。

そして、その専門家によるとアレルギー体質は待つしかない病気だったが、攻める治療ができるようになってくると、最近の医療状況は変わってきていることを言っており、個に応じたマニュアルをつくり、ある市では教育委員会と連携して成果を上げているということを知っております。

本町でも学校や保育所で医療機関と連携した個に応じた食物アレルギー対策はとられないものでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今20人に1人と私申し上げましたが、これは小中高校、合わせて全国の基準です。

田布施町の場合は、やはり、今議員がおっしゃるように十数人に1人ということになると思う、小中学校で100人を越えていますんで児童生徒数から考えると十数%になることになりまして、その辺は御理解いただけたらと思います。

それから、今言われましたように歳が上がっていくと少なくなります。小学校の低学年が多くて高学年が少なくなる、ただ、御存じのように、高学年、中学校になってアレルギー体質の子供ほど危険性が高いというふうに言われます。ましてや高校であるということは、非常に危険性が高いという状況です。だから、中学校2年、3年ぐらいになると、保護者のほうに病院のほうに行つて改善策について、あるいは、どのぐらい治ったか、一番は、幾らたつても怖くて食事がとれないと、例えば、ジャガイモに反応する、パンに反応する場合は、恐ろしくてパンがとれないと。

昨年度、ことし卒業した生徒にもそういう子がおりまして、保護者が教え子ということもあって、いろんな面で相談に乗ったりしたんですけど、いろいろお母さんも心配されて、びくびくしながら食事を与えておられましたけど、結局よかった、アレルギーはなくなっていたということがうれしい結果だったんですけど、まあそういうふうに議員がおっしゃるように、どこで、改善されているのかというのが治らないと、幾らたつても食わずに引くと、そういうことの御質問と思うんですが、これについては、病院のほうと十分協力しながら防府のほうにもいいお医者さんがいらっしゃいますのでやっていたしております。

ただ、これは何回も挑戦していかなければいけないので時間がかかる問題もありまして、なかなか中学校のように部活や学習に追われるものにとって、難しいという面もありますけど、保護者が十分理解いただいて、できる限り、そういった医者と連携しながら改善が目に見えるような形で、安心して通常の生活に戻っていくという形を進めていかななくてはいけないと思っておりますし、校長と専門の先生方とは、連携しながらやっておりますが、全体にそういったことが周知されているかなということになると、ちょっとその辺は、個人情報とか守秘義務もありますんで、その辺は上手にこれから取り扱っていただけたらと思います。

今の議員さんが質問された面につきましては、進めてはやっておりますので御安心いただけたらと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 以上で、食物アレルギーの件は置きまして、次に、田布施町に宿泊施設をとということと、第3問が体験的修学旅行、ちょっと重なりますので、一緒に質問させていただきます。

これからはイベント重視で観光客を呼ぶより、四季折々に移り変わる自然を楽しめ何回も観光客が呼べるような形の観光に転換する必要があると思います。リピーターをふやすということです。のんびらんど・うましまでは1泊2日を29時間対応で家族連れのリピーターで支えられています。それも観光客の通過型ではなく、滞在型のものにするにはも拠点となる観光地の整備とそこにお食事処、そして民宿や民泊といった宿泊施設が必要となります。田布施町も、これからそういった方向での観光に転換するつもりはありませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今おっしゃいましたように、のんびらんどにつきましては、そういったことになっておりますが、のんびらんどの場合は年間通してということができませんので、その辺少し工夫してみたいなという気は持っておりますけども、体験型とかになってきますと、大島の話聞きまし

ても、やはり50近い団体が70以上のプログラムを用意して、実際お待ちしているというような、それまでにはかなりのやっぱり御苦労もあったように聞いておりますけども、町のほうから行政指導的にこういうものをしませんか、しなさいというわけには、なかなかいきませんので、最初の答弁で申し上げましたが、民泊とか手続が簡単でございますので、とりあえず民泊とかそういったものを平生町、上関町とお話をしながら誘致できないかということはやってみたいかなという気は持っております。

それと、今、私ほどは駅前を何とか観光客の方が、広島の方から車で来られれば別ですけど、駅に来られたときに駅前がちょっと今、さみしくなっておりますし、観光案内所等も、今、地域交流館とかスポーツセンターのほうにございますので、何とか駅前のそういった観光案内というものを何か実現できないかという気持ちは持っておりますが、これも行政のほうは、一方的にここに案内所をつくりますよというんじゃ活動が続かないと思っておりますので、やはり、民間の方々グループとか団体の方々のやってみようやという御意向がないと続かないということが私の思いでございますので、なかなかそういう方とお話をしながらやっていきたいというふうな感じで考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 一応通過型の観光から滞在型の観光へということで、これからそういった方向で田布施町もしっかりやってもらいたいと思うんです。そのためには、その拠点となる宿泊施設があるんじゃないかということです。ネットを見たら、国と県が手引書を出しております。旅館民宿開業運営をということで、農水省が手引きを作成しております。県もそういった民宿始めませんかというふう、いった手引書を出しております。そういったのを見ていくと、いろいろ手順とか、どういった手順でやっていくかというそういったことが、わかります。民宿とか民泊に興味を持たれる方に、こういった手引書をもとに説明会を開くつもりはありませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 説明会の前に、まずどういった御希望があるか、そういったことに興味がある方の方がどういった形であるのか、調査をさせていただいた上で、どういうその説明会ということになるのかわかりませんが、田布施なりの民泊、民宿とかそういったものがどういうふうに取り組めるのか考えたほうが良いと思っておりますので、今、経済課のほうに、そういう調査とか情報提供は行ってくださいということは指示はいたしております。もう少し待っていただきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 繰り返すようになるかと思うのですが、農林省は、4割を超える人が農村で宿泊したい施設として古民家を希望しております。2019年度予算で、農泊向けの改修などに係る助成を拡充するなどし、地方の農泊の展開を後押しすると言っています。この機に田布施でもそれに応じて取り組みませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 議員が言われるとおり、農水省のほうでも農泊体験進めております。来年度予算で53、4億円の予算も確保しております。先ほど手引き等があると言われました。このことだと思っております。この辺で本当にやろうと思われる方へとしては、ソフト面、ハード面さまざまな事業が今あります。でも個に対してはないんです。地域としていろんな組織団体をつくって、そこが、私たちはこうやってビジネスとして、あなたたちから補助金をもらっていてもきちんとやっていきますちゅうものをつくって初めて事業として、先ほど町長がいろいろ言ったようなことができるわけでございまして、そのためには、私、何度も言っていますが、地域の活性化の計画です。これからやっぱりスタートしていったら、この間先日も中山間づくり室の人とお話ししましたが、やはり麻里府地区とかいうのは、海、山あり、すばらしい、みんなが日ごろ見たらどうも思わなくても、実際にそういうところを知らない人が行ってみたらすごい、それが観光資源になるんじゃないとか、廃校もありますよとか、そういうものをきちんと地域がビジネスとしてやっていこうというんがあれば、

幾らでも後押しもします、ということは、聞いて帰りました。でも、個人が私がやりたいけえどうですかじゃ、やっぱり補助金は突っこむことは、難しいということでございます。だから皆さんと一緒に自治会とか、いろんなところが一緒になってそういうことを考えていただければ、町としても全面的にバックアップしていきやすくなりますので、よろしく願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 個人ではなく、団体というか地域で取り組まないと、町としては動かないということなんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今やっぱり個人、私が始めるからお金をくださいとかいうような補助金制度はありませんけど、それを始めるのにどういう仕組みがありますか。旅館業の許可はどういうふうに取ればいいんですかなら、何ぼでも相談はのりますが、事業としての何かをつくるとか、何とかなって、補助金とかが入るようなものについては、やっぱり個人に補助金をという制度は、ちょっと国のほうにもありませんので、その辺は御了承いただけたらと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 町として、きちんと町内のいろんな5つ地域がありますよね。うちらでも麻里府はこれからどんとへなるんじゃないろうかちゅう危機感持ってから、今、中郷地区をモデル地区にしたいなという動きをしてるんですよ。そういったときに、なかなか自分たちの頭をひねっても、できない部分がありますので、そういったのを何かの後押しちゅうか、町の後押しがあったら、うまくその先が進めるんじゃないかと思えますんで、そういったことも含めて、これから民宿・民泊とかそういったのも考えてもらいたいと思います。

それから、周防大島の資料はたくさん出ております。周防大島では、民泊体験受け入れ人数、最大280人とか出ております。それから、体験型修学旅行の誘致ということで、これは、初めの段階で周防大島が出ております。民泊のときのリスクとか、そういったのもいろいろ出ております。だけど、地域を活性化しようと思うたら、どっちが民泊・民宿を先にやるか、体験型修学旅行を誘致するのを先にやるか、それは、鶏と卵みたいな感じで、どっちを先ちゅうことにはならんかと思うんですよ。だから、まず第一歩を先ほど町長さんの答弁では、ほかの2町と連携しながらやっていきたいというようなことを言われました。今、本当、田布施町は観光面で言うたら沈みかけちよるんじゃないかちゅう、私は危機感を持っております。そういった危機感を町のほうも共有してもらって、これからよろしく願いいたしたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 次に竹谷和彦議員の質問を許します。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 私から2点ほど質問させていただきます。質問の相手は町長で、一問一答で御回答をお願いします。

まず1点目です。固定資産税の調査の進捗状況について、過大徴収した固定資産税等の返還を求める住民からの請願書の紹介議員として署名した。このことについて12月議会で松田議員から質問があり、町長から対処するとの回答があったが、その後の進捗状況をお聞かせ願いたい。また住民に対する説明はどのように行ってきたのか、よろしく願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

さきの12月議会において、この件に、次回の平成33年度、2021年度の評価がえに向け、公益社団法人山口県不動産鑑定士協会の鑑定士の意見を踏まえて、協議を行ってまいりたいと答弁しております。これよりも以前に、本町の固定資産評価の評価基準の見直しについて、昨年6月から山口

県不動産鑑定士協会と協議を開始し、これまでも何回も協議を重ねてきております。

この協議の中で、協会から幾つか見直しの御提案をいただいております、その中でも奥行・間口の補正については宅地を評価する重要な要素であり、次の2021年度評価がえに向け優先的に進めていくべきとのご助言をいただきました。また、本年1月にも、山口県不動産鑑定士協会と画地の見直しに向けた町内全域の画地認定調査について協議を行った結果、町内全域で調査を行うとの最終結論に至っております。このため、この画地調査認定に向けて新年度当初予算で画地認定調査の委託料等を計上しておりますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

また今後の画地認定調査の進め方については、町内全域の宅地及び雑種地についての調査となり、2019年度と2020年度の2カ年で調査を完了する予定にしております。通常の業務に加え、画地認定調査に関する現地調査も必要となるため、職員も既に1名増員し、速やかな調査に取りかかれるよう体制強化を行い、準備を進めております。

なお、町民の皆様へのお知らせについてですが、こうした画地の見直しに向けた対応を、まずは31年度予算を御承認いただきましたら、町のホームページに掲載する予定にしております。

今後も、公益財団法人山口県不動産鑑定士協会の不動産鑑定士と協議、検討を重ね、本町の状況に応じた適正な評価・課税を目指してまいりますので、何卒御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 今の説明でありましたけど、このたび陳情が上がってまいりまして、この陳情書によりますと、今までの役場に対して申し出を行ったか、どのような説明が行われたのか、大いに怒っておられるわけでございまして、それに対する対応というのはちゃんとその都度行われてきたのでしょうか。すぐにお宅を訪問して説明するとか、そういったきめ細かな対応というのは行われてきたのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） この件に関しましては、本人ともお話をしておりますが、一応内容については説明をしております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） どうも御納得いただけないとすごい怒りを感じる陳情書なんですけど。

ところで、この土曜日に毎日新聞のほうに、田布施町の固定資産評価員というのを17年間不在であったと、17年間不在なのに税を徴収しておったという記事が載っております、こういったのはたくさん新聞等に上げられますと町民は非常な不安を持っているわけで、一体どうなっているのか。この点についてはどうでしょうか。知ってはいたが設置していなかったのか、気がつかなかったのか、よろしくをお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） その件につきましては、本町の場合、税務課で固定資産の評価自体は業務として完了いたしますので、以前、助役が副町長ということでなくて、助役という立場で評価委員ということでなっておりましたが、今、議員おっしゃいましたように助役が交代される際に、引継ぎが申しわけなく思いますけども落ちておりまして、引継ぎというものができておりませんでしたので、業務自体は行っておりましたが、議会の承認という行為を経て任命するという手続については怠っていたということで、その点についてはおわびを申し上げたいと思いますが、業務自体は税務課のほうで行っておりましたので、これまでどおりやっていきたいと。今回の3月議会で評価員の選任も、改めまして議会のほうをお願いを申し上げて適正な形での対応に戻したいというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） やはりこういった大きな疑念が今巻き起っておるわけでございます。

これをやはり的確な仕事をしていただいて、ぜひ払拭していただきたいと思います。またこの議会の一般質問とか答弁では、ことの詳細については不明な点が多々ありますので総務文教委員会で協議を行いたいと思います。

以上で、1点目、質問を終わります。

次に2番です。桜まつりのあり方・目的・運営方法についてお尋ねします。

地域のイベント（祭り等）が激減した現在、多額の町の予算を使って行う桜まつりについて質問します。

1、桜まつりの実行委員会について。

これはどのようなことをしているのか、どのようなメンバー（何人、男女の比率）で構成されているのか、そのうち田布施町民は何人いるのか、メンバー内に祭りと利害関係のある者はいるのか、メンバー募集はどのように行っているのか、会の規約はあるのか。

そして、2番目にステージイベントについてお尋ねします。

出演者の一般公募廃止した理由は何か、出演者の選考方法はどのようにして行っているのか、本年度の出演者への謝礼は幾らか、ステージの音響担当はどのように決めているのか、事前に複数業者から相見積もりをとっているのか、昨年の決算書の詳細見積もりは出されているのか。

3番目に桜まつりの会計監査について誰が行っているのか。

4番、今後の田布施の祭りの展望は。以前は田布施の春の三大祭として大波野菜の花まつり、田布施さくらまつり、馬島の美味島フェスタ等がありました。今後、イベントが復活あるいは新規イベントが開催されるときには、行政としてどのような協力を行っていくのですか。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、桜まつりのあり方等についてお答えいたします。

田布施側沿いの桜並木は満開時には、県内外から多くの観光客が訪れ、町を代表する観光地となっております。桜まつりは町民はもとより、多くの方が来場される本町の観光事業の最大イベントとして位置づけており、今回で49回目となります。以前は、観光協会が役場内にあり、町が主体となって実施してきましたが、第44回から観光協会が民間に移行したこともあり、観光協会を主体として実施してきております。観光協会が民間主体となったことで、民間活力を生かしたさまざまなイベントが実施されるようになっております。

1点目の桜まつり実行委員会についてであります。実行委員は10名で構成されており、男性8名女性2名となっております。8名は町内在住で2名は町外でございますけれども、町内の企業へ勤務されております。運営は桜まつり実施要領に基づき、祭りの概要や運用等、実施に必要な事項を定め、町職員も出席し観光協会と綿密な連携をとっております。

第2点目のステージイベントについても実行委員会で話し合いが行われ決定されておりますので、詳細につきましては事務局であります観光協会に問い合わせいただければと思いますが、出演者の一般公募を廃止した経緯については、民間移行に伴います実行委員会での話し合いや協議の中で、ステージありきの発表会のようなものはやめようということになり、一般公募を廃止されたと聞いております。本年度の出演者、出演料については、株式会社よしもと芸人ほかで、総額で約90万円となっております。

3点目の会計監査につきましては、観光協会の総会において監事の方より監査報告をいただいております。なお、町補助金につきましては、観光協会から提出される実績報告書により町で内容を審査しております。

4点目は今後の田布施の祭りの展望についてのお尋ねでございますが、本町には城南のほたるまつり、西田布施のさくらまつり、大波野のコスモスまつり、麻里府の牡蠣まつり等、各地で公民館祭り等、各地に定着した祭りが開催されています。また、地域交流館での三大祭や、いちご、いちじくま

つり、ルーラルフェスタ等のイベント等も毎年実施されております。今後の展望につきましては、「小行司むらまつり」が昨年から復活し、町も支援させていただいております。ことしは、実施されませんでした。がキャンドルナイトやハゼの実ろうそくまつり、鱧まつり等が開催されれば、これまでどおり、協力していきたいと思っております。

また、観光協会が主体となって、種をまいていただいた牡蠣まつりは、現在は麻里府地区で漁協主体により行われるようになった、今後も観光協会と連携し、新たなイベント等を支援していきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 今、質問内容にありましたような、このメンバー内に利害関係のあるものというのは、御質問についてはどうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、利害関係がある方とは言われましたが、どういう利害関係があるのか、その辺をちょっと把握できないし、私のほうで観光協会のことで答えることでもないのではないかと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 以前は、実行委員長さんを初めとして、利害関係がある方が実際にらっしゃったというふうに認識しておりますが。そして、その桜まつりの弁当を予約せずにつくって、60万円分くらい売れ残ったと、そしてまた町がそれを負担したと、いろんなことがあったのですが、そういったことは全然知らないということではよろしいですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 弁当60万円のというようなことは存じておりません。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 昨年の観光協会の決算書を見たんですが、ステージ関係だけでも60万円もの予算を使っているわけで、それでステージは余り使われてないというのも理解しにくいんですが、私ども、私的なことと言って申しわけないですが、バンド活動を1979年からやっております、1980年には大波野の神舞と一緒にイベントをやりまして、その後、幾多のイベントに出演してきたわけで、グループとしても地域のイベントに積極的にかかわっていきこうということ、目標にしてやってみりました。ところが、3年前から女子高校生以下の出演者しか募集しないと、そしてどういうことをやったのかと見に行ったら、柳井市の高校生が1人で出演して大きなドラムをたたいてと、これは一体どうなっているんじゃないかと思ひまして、地域のイベントで、しかもこの町の自宅からもすごく近いところでやっているのに、声もかからんということで質問したわけですが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 以前は、一般公募でやっていたと聞いております。でも民間になって一般公募でやると、公民館まつりの公民館でやります講座の発表会みたいな格好になるということで、民間になった年に活性学園とか、いろんな今までなかったことを呼んでやられたと思います。そうするとやっぱり子供さん方とか若い人から大変好評であったと、そういうものがあって、もうそういう講座的なものじゃなくして、今回もよしもと芸人を呼ぶとか、そういうふうに観光協会のほうで実行委員会の中で考えてやられているとは聞いております。ですから、竹谷議員が言われるように、あれば、やっぱり観光協会にちゃんと会員に入って、会員の中でそういう発言もできますのでやっていただけたらいいのではないかと思います。私としては盛り上げていただけることなら、どんどん町としても協力はしていきたいし、やっぱり民間に任した以上は、やっぱり民間のやり方を尊重していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） それでお尋ねします。

私、社会教育部長として、この3月まで西田布施の社会教育部長になっておりまして、西田布施桜まつりも参画しているわけございますが、こちらで同様のステージイベントを外でやろうと思っても、予算がないと言われるわけですね。そういった企画をして上げていけば予算的なものがつく可能性はあるんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 以前は、始められるときのあれに対しては予算を町のほうから補助する、新しい祭りにこういうことやりたいよというのがあれば、補助もしていましたが、今も若干はあるんですけど、だんだん減っていくというのが実情でございます。観光協会としましては、自主運営でやっておられました鯉まつりとか、あの辺についてはやっぱり観光協会として補助を出しているとか、そういう格好でございます。だから、観光協会のほうに相談されてもいいんじゃないかなとは思いますが、やっぱり地域に定着したものは、地域で自主運営してくださいというのが、実態だと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） かつて私も参加していた美味島フェスタは、これも、ある年から町から予算が少なくなったからやめたというふうに聞いております。やっぱり少しでもいいですから、そういった地域のイベント等に、桜まつりに一局集中で450万円とか投げるのではなくて、もっと幅広く予算を使っていたらいいと思いますがどうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、言われたように、かつて馬島でやられていた事業、これには補助金がありました。これは国のほうからも、そういう祭りとかに補助事業があって、やれたわけです。今は、もうよそからそういう祭りをやるために補助くださいというような事業がありませんので、イベント等をやろうと思えばどうしてもお金がかかります。それはやっぱり皆さんが盛り上がりやろうじゃないかというのがあれば、観光協会とかもやりたいんだろうとは思いますが、やっぱりベースになっているのは観光協会の会員さんの会費ですから、それでやっておられる。

今、桜まつり450万円と言われましたけど、実際には、観光協会に450万円補助している、桜まつりは300万円足らずでございます。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） お隣の平生町を例に挙げますと、秋にもハートランドフェスタ21ということで、大変盛大なのをやっていましたが、結局民間に投げてしまってステージイベントもできないような状況になっておりまして、そういった中でこの桜まつりというのは、非常に価値があるものだと私は認識しております。

四十数年音楽活動を個人的にやっておりますが、なかなか地域がどんどん縮小しているという、イベントがなくなってきていると、そういった中で、何とか活性化を図っていきたくはありますが、私なりにいろいろな発信してまいりますので、協力をお願いしたいと思います。

それでは、私の質問は終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、竹谷和彦議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 暫時休憩をします。再開を10時35分といたします。よろしくお願いたします。

午前10時23分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、35分になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、河内賀寿議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をします。

質問は一問一答で、最初の質問事項は小学校のエアコン設置リース断念、買い取り設置で完了は2年後。かなり増額でもリースで早急設置できないかというもので、答弁者は東町長でお願いします。

12月の議会の私の一般質問で、小学校のエアコン設置について尋ねたところ、リースで6月末までには設置完了するとのことでした。これで夏の暑さには万全で、もうこのようなエアコン絡みの質問をするようなことはないだろうなあと、思って安心していました。しかし、最近の報告では業者との折り合いがつかず、リース事業は不成立で、断念とのことでびっくりしました。理由としては、全国一斉に事業が実施されることから、資材価格の高騰、施工業者の不足の状況が当初の想定をはるかに上回り、想定した事業費での実施が困難となり、工期についても同様とのことでした。

新案は、国の補助の確定後、買い取りの通常工事、しかも完了は夏が2回も来た後の、来年の12月ごろとのことでした。本当にそれでいいのでしょうか。扇風機設置で当面对応するとはいえ、他県で子供の死者も出た昨年のような猛暑がまた来るかもしれない、安心できません。当初予定より、かなり増額してでもリースで早急設置してはどうでしょうか。

1月の現地見学会に4社参加したということは、業者の方々に実施する意思はあったと解釈できます。ちなみに平生はリースで、この3月末で工事完了とのこと。かなりふっかけられたような金額だったとしてもあえて飲み、2年の貴重な時間をお金で買うというような考えはできないでしょうか。未来予想という言葉はこの場では適切ではないかもしれませんが、実はこの決断で猛暑で死ぬことが決まっているかもしれない子供1人の命を助けることになるのかもしれない。御検討をお願いします。

それと、流動的なこの件の最新情報もお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 小学校のエアコンについてでございますが、昨年の12月議会で「今年1月にリース業者を決定できれば、2月から工事着工して、6月末には完成し、7月からは使用が可能となります」と答弁させていただきましたが、2月27日の臨時議会の全員協議会で説明しましたとおり、今年1月22日にリース業者4社全てが辞退届けを提出されたことにより、入札は中止となり、今年の夏までに空調設備を設置することが困難となりました。

このため今年の夏の対策は、各小学校と協議し、扇風機設置等を行うため、設置が必要な教室を調査しているところであります。リース不調の原因は全国一斉に空調整備事業が実施されることから、資材価格の高騰、施工業者の不足の状態が当初の想定をはるかに上回り、想定していた事業費での実施が困難となったことによるものでございます。中学校は整備済みであります。小学校4校でもエアコンを早急に設置する方向に変わりはございません。

本年1月22日に、このため平成30年度の国の臨時特別交付金事業の追加募集に申請を行い、現在、内示待ちとなっております。採択されれば、もちろん早急にエアコン設置に向けて事業を実施いたします。なお、国の臨時特別交付金事業が不採択となった場合には、現時点で実現可能な、国の交付金事業の活用及びもう一度リース事業とで経費を検討して、早くできる方向で対応してまいりたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 最近、書類をもってこの前のね、会のとときに報告されたとおりのことで、もちろん流動的にいろんな、すぐ交付金がおおりるかもしれんし、ものすごい待たされるかもしれないし、その辺が国の事情もあると思います。

あと、正直、中学校のエアコンのときにはまだ、全国一斉のようなことで資材がなくなるとかいう話がないところで、長信町長に一般質問でお願いしているように、うまく決断されたということで、中

学校は早くできてよかったんですけど、もしあのときやってなかったら、中学校と小学校セットだったら、やっぱり2年後とかいう話になることで、先ほどの未来予想みたいなことを言って実は中学校の方が本当は亡くなったかもしれないのを、助けたことがあったかもしれないということも、本当はあったかもしれないぐらいで、中学校も聞いたんですが、やはり今度の小学校の場合、中学校で実際お金もいっぱいいっぱい町としても使ったと思うと、余力もなかったんで、こんなすぐつけろというのちょっと酷なことではないかなとは思んですけど、先ほど言ったように、死者でも出たら大変だなと思って、今回この質問したんですけど。

そもそもこの前、業者が集まられたときに、相当上回る想定のことを言われたと言っているんですが、大体のどのくらい上回るようなことを言われちゃったんですかね。言われていいかどうかちょっと業者との話、金額なんで、あんまり言うちゃ悪いですが、思っていたより2倍だったとか、簡単でもいいですけど、どのくらいふっかけられて、どうしても町じゃ対応できない。その辺をちょっと詳しくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 具体的にどれくらいという金額については、お聞きをしておりますが、もう少しなという話があったようには聞いております。

しかし、町としたらできるだけ総事業費を抑えたいという、町の財政事業もございますので、職員の方も一生懸命できるだけ安くできる方法はないかということで、考えたリース事業でございます。当初見積もりをとって実施して、その際には実施が可能だということであったように思いますが、その後、先ほども申しあげましたように状況が変わりまして、なかなか町が思います設定金額で入札ができないということになってきました。そして、入札ですから、条件の中に地元の業者を使ってくださいとか、補修メンテナンスについてはこういう方法でやってくださいとか、将来のことを思って町内の企業さんのことも思って、その条件も確かについておりましたので、リース業者の方から見ると少し負担だったかなという気はいたしますけども、当初は入札できるものという確証を持って、実施したものでございます。

今、質問されました、幾らであればというようなことは具体的に、私は聞いてはおりません。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） この前いただいた資料で、新規にエアコンを設置するという関連のやつで、各山口市だの防府だのいろんな県内の全部書いてあるやつを見て、皆、大体買い取りで、ないし、もう済んでいるとか書いてあって、平生だけリースが成立しているんで、さすがにびっくりしてこの前聞きに行ったんですけど。確かにこれは早く手をつけられたという話でしたね。一斉に業者が資材不足になるようなことになるかもしれないということで、それも想定して前の町長さんが早めに言われて、という形で、それで何とかリースが成立して、この3月末までに全部完了というんで、なかなかすごかったなと思いました。

そのときのリースの業者さんも、地元の業者とかの関連のところも考えてのとかいろいろ言われよっちゃった、ので、田布施とかそういうのも選定とかも一緒なんだなと思いました。こちら昨年、平生のほうがちよっと早めに手をつけられたというので、比較の対象にするのはちよっと酷としますんであれですけど。どうしても全国一斉ということになったんで、お金が高くなったり業者サイドからの言い値でしか、もし、早くつけようとしたら無理だなとわかるんですけど、もちろん我が町の財政状況も考えたらあんまりの無理かも知れないと、それはもう重々わかります。

例えばこの後、また質問の3問目でオラレ絡みのするんですけど、例えば、あれも前町長はどういう使い方をするかというので漠然と聞いたことがあるんですけど、教育とかにも使いますというふうには、前の町長は言われておりましたけれども、例えば教育に小学校の校舎絡みのことですけど、使うという意味を込めて、オラレとかのお金なんかも回してそれで済むかどうかというのはわからないですけど、そういう感覚で検討とかもされるようなことはいかがでしょうか、お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 予算でございますので、オラレのお金が4,000万円少しございますけど、それは一般財源の中で、子供の医療費とかそういったところに使うようにしておりますので、既に用途が決まったものでございます。

ですから今、そういったことは考えておりません。今、国の追加の募集に応募しておりますし、それが採択されればすぐ実施いたしますし、採択されなかったとすると、できるだけ早くできる方法で、再びリース等当然考えるということで、準備のほうはさせております。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 一生懸命やられているということは、本当によくわかっておりますので、あんまり聞くのも酷だなと思うんで、あれですけど、さすがに、この前渡された資料が完了が夏2回あつての12月ごろの話というのは、さすがに夏2回というのはちょっと酷だなと。

できるだけ夏1回ぐらいで、今年の夏は何とか頑張ってもらうぐらいで、次の夏ぐらいからエアコンができるように。ので、多分そちらの皆さん努力される方も、まさか2年というのは一応書くのは書いてあるけど、必死で頑張って1年でされようと思われていると思いますけども、気持ち的には。私はそう感じていると思いますけども、そういうふうにとってよろしいでしょうか。お願いします。1年くらいでしょうかとか、そういうことで。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私も、工事の専門家ではございませんけど、スケジュールを国の事業で当てはめていくと、今おっしゃったような竣工するのが12月ということは、2回ということになるかと思いますが、リース事業で、再び挑戦することとすれば、1回ということも考えられると思います。

最初に申しあげましたように、できるだけ早くつけさせていただくという気持ちに変わりはございませんので、その辺一生懸命頑張っております。大変申しわけございません。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 本当で、気持ちとしては本当に頑張ろうとされているのはようわかっていますので、本当ぜひぜひできるだけ早く、つけるようなの、私が言うまでもなく、本当にそのとおり頑張られていると思いますので、本当、これからも頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、2問目に行きます。質問事項は、外国の子供達との交流会を全小学校ではということ、尾崎教育長、答弁をよろしくお願いします。

昨年秋、麻郷小学校で外国の子供たちとの交流会がありました。ペリースクールとも呼ばれ、外国ナンバーの黄色いバスなどから、100人以上の子供たちがおりてきて、昔の遊びやダンス、習字など各学年と色々な交流をし、大変盛大なものでした。

大人の外国人英語教師との授業は、今はめずらしくないでしょうが子供同士の、同じ目線での交流は新鮮で、刺激的だと思います。実際に私がこの目でその場の交流を見てみて、そう感じました。とにかく、お互いの目がキラキラと輝いていました。よって、この経験は教育の上で、大変プラスなことが多いと思います。

世話人の方々は大変でしょうが、全小学校で実施してはどうでしょうか。教育長、答弁をお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それじゃ、お答えいたします。

交流会に議員さん参加していただきまして、ありがとうございます。現在実施している麻郷小学校と岩国のアメリカ軍海兵隊岩国航空基地内にあるペリースクールの児童との交流活動を、町内の他の小学校でも実施してはどうかとの御質問についてお答えをします。

両者の交流が始まって4年になります。交流のきっかけは、当時麻郷小学校に在籍しておられた児

童の保護者が岩国航空基地内にお勤めということもあり、積極的な交流にお努めいただいたおかげで御縁をいただいているものです。その後、お子様は卒業されましたが、その後も麻郷小学校の学校運営協議会の委員として、引き続き交流に御尽力をいただいております。

御質問のペリースクールと町内の他の小学校との交流案につきましては、大変有意義な取り組みであろうかということで、以前から教育委員会においても、他の学校についても取り組むことができないかと、検討・調整をした経緯はございますが、児童の受け入れ体制や費用、受け入れ時期等の理由によりまして、難しいとのことでした。そのため、現在、ペリースクールでは、麻郷小学校以外の小学校の訪問は一切受け入れておられません。ちなみに、中学生以上の交流についてはボランティア活動を通しての交流が可能であるとお言葉をいただいております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） もう4年ほどやられているので、私も世話されておられる奥さんもよく知ってますんで、一生懸命やられとって、報酬も無報酬くらいしか、ないみたな話でしたけど、積極的に一生懸命頑張っておられるので、立派だなと思っております。すぐとか、やっぱりいろんな準備や予算なりなんりの関係があるので、今教育長が言われたとおりに思いますんで、実施に向けて前向きに考えておられればなと思っております。

あと、今言われたように中学校もやっていただければ、本当、さっき言ったように、両者の目が輝いているのはいい交流で死ぬまで忘れんない思い出というか、外国の方とこういうのを子供のときしたな、というようなすごくかけがえのない、いい思い出となりますと思いますので、ぜひ中学校も積極的にやっていただければと思います。

この質問に関しては、いろいろそんなに早急にとかもものすごく緊急性を要するような話じゃないので、感じ方の関係ですから、ぜひいろいろと検討していただいて、できれば全校でできるようにというのを考えていきながら前向きに検討していただければと思う限りで、今日、質問はこれくらいにいたします。努力をお願いします。

それでは、3問目の質問に入ります。

質問事項3はボートレースチケットショップオラレ田布施の事務協力金は何に使われているのかということで、町長、お願いします。

ボートレースチケットショップオラレ田布施の売り上げの2%が事務協力金として、町の歳入に入っています。当初の売り上げ目標は1日平均200万円で、周南市より事務協力金として年間約1,400万円が入る見込みだったが、売り上げが好調で、平成31年度当初予算では、事務協力金が3,960万円と大幅に増えています。

当初はギャンブルではと批判される人もあったと聞いていますが、厳しい財政状況の中、こうした自主財源が増えることはよいことと思います。町民に理解を深めてもらうためにも、どれだけの事務協力金が入り、それがどのように使われているのかわかりやすく住民に知らせてほしいと思いますが、どうでしょうか。

町長、答弁をお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 周南市からの事務協力金の使い道についてお答えいたします。

オラレ田布施につきましては、地元浜城自治会の同意及び米出工業団地の企業や町議会の御理解を受けて、平成28年12月10日に営業を開始され、それ以降、当初の想定を上回る売り上げを続けられております。計画では、売り上げ目標は1日平均200万円、利用者目標数は1日平均200人とされておりましたが、オープンから今年2月末まで、売り上げ金額は目標の3倍近くの1日平均約572万円、利用者数も目標の2倍近い1日平均約430人となっております。今年度の決算見込及び新年度の当初予算も周南市からの事務協力金は1日平均、売り上げ金を550万円と見込み、歳入

を3,960万円としております。自主財源が少ない本町にとりましては、周南市からの事務協力金は貴重な一般財源として有効に活用させていただいております。

代表的な例としましては、平成29年度より始めました、子ども医療費助成制度であります。こうした周南市からの事務協力金が入ることとなり、小学校6年生までの制度を開始する決断が当時できたわけでございますし、今年4月からは小学校6年修了時まで拡充することができました。

そのほか、老朽化のため地元自治会より要望のございました集会所の移転も、田布施南地域防災センターとして地元だけではなく、海岸線沿いの自治会も含めた避難所の一つとして整備することができました。また、環境悪化が懸念されている町所有の池・沼の改善工事も平成30年度から開始し、環境整備に努めているところございます。

議員御提案の事務協力費の使途を住民に周知することにつきましては、10月の町広報紙や町ホームページで決算等の報告を掲載しておりますので、周南市からの事務協力金についても同様に、御紹介できるようにしてまいりたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） ありがとうございます。

事務協力金がどれだけ入りどのように使われているかを住民の皆さんに、お知らせするということが重要だと思いますので、今年度から実施していただけるようお願いいたします。また、今もしていただけるような、考えておられるみたいですので、大丈夫みたいですね。いいですね。

次に、オラレ田布施は平成28年12月の営業開始から今年度末で2年4カ月を経過することになります。さっきから言われておる事務協力金は総額でどれくらいになりますかね、お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 今年度につきましては、まだ3月の途中ということではございますけども、前年度と同額であれば、営業を開始して今年の3月末で2年4カ月でございますけど、総額で約9,500万円程度でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 9,500万円はすごいですね、1億円に近いですね。

9,500万円、今後もしできるだけそれで維持してほしいですが、今後も売り上げを維持するためにも周南市としっかりと協議をしていただいて、町も協力できることはできるだけしっかりといただいて、両者いい感じになるようお願いいたします。

オラレ田布施の開設のころから苦情とかの点もあったと思うんですけど、そういう点もよかったですね、お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 建設時点では、議会のほうにもいろいろ御協力いただきまして、平成28年にオラレ田布施ができたということでございますけど、その当時、建設前で一番懸念されていたというのが、治安、風紀の問題、それから交通の問題、ごみの問題などがございました。

まず、治安、風紀の関係につきましては、オラレ田布施に防犯灯や防犯カメラを設置するとともに警察官のOBをその警備員ということで配置しまして、治安、風紀の関係につきましては大きな問題はないということで、今までも聞いております。

それから、交通問題ではございますけども、出口付近に交通整理員を配置して対応しておりましたけど、予想以上の利用者があったということで、隣接の町有地や民間の民地も利用させていただいて、臨時駐車場として対応しておりました。スムーズな運営に心がけておりましたけど、米出工業団地の会社のほうから従業員の通勤時にオラレ田布施から出る車と、出口の辺で危険な状態があったということもお聞きしまして、周南市とも連絡しまして、周南市のほうで交通整理員の増員をして対応して、その後1年近くになりますけど、その後の苦情はないような状況でございます。

また、計画段階から、地元の住民の方やら企業の方から、国道の出入り口の辺に不安だというのが

ございまして、建設前の平成27年の6月でございますけれども、国道に信号機の設置要望ということで、柳井警察署を通じて、公安委員会ほうに提出した次第でございますけど、その当時は柳井警察署からはオープン後の状況を見て設置については考えていきたいということでございまして、いまだに設置はできていないというところでございますけれども、今後も柳井警察署と協議してまいりたいというふうに思っております。

それから、ごみ問題につきましては、オラレ田布施の周りにフェンスを設置しまして、清掃を行う作業員やごみ収集ボックスなんかを配置しまして、オープンから対応しておりますけど、やっぱりこれまでに数件の苦情は出ております。苦情はうちのほうにも連絡がありましたら、すぐ周南市のほうにも連絡して、こういったところでごみが散乱していると、いうことで対応してもらってますし、オラレ田布施のほうでは館内放送でそういった周知を行うとともに、町のほうでは落ちている場所について、ポイ捨ての看板を設置したりということで、両方で連携しながら対応を行っているというところでございます。

今後も、今、地元の自治会、それから周南市、町とで、浜城の環境委員会というのも設置しておりますので、その中で問題等がありましたら、連携して協議しているというような状況でありますので、今後ともその環境委員会を通じて、またさらに問題等が発生しないように対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 苦情としても、もちろん、小さなことはやはりあるみたいなのは正直におっしゃられて、それぞれで対応されてるという今のお言葉でしたけど、小さいことをちょっとずつ、きちっときちっとされるといいと思います。そうするとだんだん施設の信用その他、いろいろなことになるとと思いますので、そして、先ほど信号機の問題ですけど、これは本当警察署の方の考え一つなんですけど、つかないことはないと思うんですけど、何か例えば昔は信号機と信号機の距離が近過ぎたらつきづらいというのは聞いて、そうなんかなと思ったんですけど、麻郷小学校のおりたところと麻郷団地から抜ける道のすんごい近いところの信号機がついたりしますから、結構意外に何メートルと決まっているわけではないなというのはわかっているんで、信号機も早急にあったほうがいいんじゃないかなと思うんで、協議のことを頑張っていただければと思います。

あとはこの施設で、先ほども、1億円近いお金が入ってきよって、これからもどんどん入ると思いますので、施設が飽きられるようなことがないように、いろいろ頑張ってもらいたいと思いますけど、周南市と一緒に協議しながら、この施設が田布施町にとって大変有意義な財政的にいいものになるように祈って、この質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） それでは、一問一答で2問御質問いたします。

まず最初に、建設残土、不法投棄等条例を制定すべきではということで、東町長お願いいたします。

町内の麻里府地区には県外より建設残土が搬入されております。出所は関東、関西の都市部からで、搬入ごとに検査書がついてくると聞いております。田布施町でも抜き打ち検査で検査しておりますが、1回約30万円かかると聞いておりますし、限界もあると聞いております。業者は条例のない地方の自治体に搬入をすると聞いております。

また、不法投棄も後を絶ちません。大波野地区で昨年5月に生活道まではみ出した産業廃棄物を撤去しろと柳井保健所が是正勧告を出しました。しかし、いまだに進展は見られておりません。警察に相談に行きましたが、保健所のアプローチが足りないとの答えでございました。これも町の条例があれば業者に対して抑止できたのではないかと思います。

また、これから出始める太陽光パネルの廃棄、放置等対策として早めに各自治体で条例制定をすべきではないかと、先日萩でございました快適環境づくり、このほうで県のほうからお話がありました。以上、よろしくお願いたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、県外残土の搬入についてでございますが、麻里府地区で平成29年5月から残土が搬入されておりますが、この搬入までには地元、事業者及び町で十分協議を重ね、合意されたものでございます。その後、地元と事業者、事業者と町がそれぞれ協定を結び、森林法による県の許可及び田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例による町の許可を受け、一定の条件のもと県外から持ち込まれる残土については、土砂等採取場所証明書や土壌成分検査書の提出を義務づけております。さらに、協定で事業者による、事業場の調整池や地下水、近隣民家の井戸水の水質検査を行い、河川など水に関する安心・安全を確認をしています。現在、山口県でこうした県外残土の埋め立てに関する規制条例が制定されておりますのは本町だけでございます。

次に、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物の収集・運搬の許可や指導は県が行っており、改善命令や許可の取り消しなどについて、県知事に権限が与えられております。このため、町としましても、引き続き県が行う指導等に積極的に協力してまいります。なお、議員御提案の条例につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するため、町で制定することは困難であると考えております。

次に、太陽光パネルの廃棄、放置等の対策について、現在、拘束力のある法律はなく、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で、調達価格の中で資本費の5%を廃棄等費用として計上し、発電事業者に積み立ての努力を課しております。しかし実際に、積み立てをする事業者は少ないというのが現状のようでございます。太陽光パネルの製品寿命は30年前後とされており、将来予想される大量の太陽光パネルを含む廃棄物に対応するため、現在、経済産業省と資源エネルギー庁で太陽光発電設備の放置・不法投棄対策としての廃棄費用の積み立て等の検討が行われており、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） まず、建設残土のほうですけども、山口県で唯一、田布施町が条例があるということなんですけども、昨年、大波野地区に広島業者から太陽光パネルをつくるということで町有地を売ってくれないかという話がちらっとありましたけども、そういった業者は新たに田布施町内の土地を買って、太陽光パネルと言いながら、買ってしまったら建設残土をどんどん置いて更地にするとか、そういう悪徳業者が出るかもしれないんですけども、その場合、今ある条例で抑止ができますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 太陽光パネルを目的としたということなんですけれども、結果的にそういう県外残土の持ち込みということであれば当然条例の規制対象にはなると考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 抑止できるということで、もし、そういった話がまた今後あれば、ぜひ抑止してもらいたいと思います。

あと、不法投棄の問題なんですけども、昨年5月に、地元の住民の方から建設残土とかあいつた資材置き場といいますか、私有地なんでしょうけど、そこからはみ出して、生活道、いわゆる赤線ですわ。そこに残土がはみ出ておまして、昨年1回は取り除いてもらったらしいんですけど、その後もう一度はみ出て、そこで町を通して柳井保健所に行ったんですけど、5月に一度業者に行ったら6月に是正勧告、10月にもまた指導票とか保健所が出たらしいんですけど、全然進展しないと。

この間、快適環境づくりの講演会で、そういった指導をしない場合、どうすればいいのかという御

質問をされましたら、ぜひ警察に行ってくださいということで、町の職員と一緒に警察に行きました。そしたら、警察の方が言われるには、保健所のアプローチが足りない、ということなんですよ。2回じゃ少ない。もっとももっとたんに業者に言ってアプローチしなさい、という答で、全然これも進展が見られません。その足で、柳井保健所に行きまして、いろいろ担当の方とお話したんですけども、はい、わかりましたと言いながら、なかなか進展しない。何かイタチごっここといいますか、みんな押しつけ合いで全然前に進まない。そこで、建設課のほうにも足を運んで、いろいろと御相談したんですけども、こういった捨てた業者がしない場合、また、進展しない場合、当然赤線、生活道は町のうちと思うんですけども、この辺の撤去というのは最終的にはどこがやるものでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 産業廃棄物は、御存じのように、先ほど回答しましたがけれども、県知事に許可権限があって、市なんかであれば政令指定都市とか中核都市なんかにもあるんですけども、町にはありません。だから、県のほうがその廃棄物処理法に基づいていろんな勧告をやったり繰り返します。

ただ業者のほうはなかなか廃棄物という感覚を持たずに、置いておるとか、仮置きしているとかそういう状況なんで、いろんな指導を県がやります。最終的には確かに、告発をしてやるようになるんですけども、なかなかそこまで行かずに、業者が大きければ、相手がありますけれども、小さい業者なんかだとすぐ倒産するとか、いうな形で、なかなかイタチごっこを繰り返すようなことがありますんで、警察が言うように、業者がちゃんとしている間に、そういうふうな指導を繰り返して撤去してもらうのが最善の方法なんで、そういうことを指導するというのが現状です。

それから、法定外公共物の関係ですけれども、管理条例が町は設置してますんで、確かに言われるように最終的には法定外公共物の管理条例に基づいてやることはできますけれども、最終的になかなかそこまでいくのは難しいんで、基本的には県の指導のもとに最終的に町はそれに加わって、その条例をどうやって運用するかというのが最終的な判断になりますけれども、現状ではなかなか難しいかなという思いはしております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） この間、県のお話では、不法投棄の処理責任ということで、お話がありまして、最初に撤去するのは、当然、行為者、捨てた業者ですね。それでも従わないときはその持ち主、その残土の持ち主ですね。それが撤去せよと。それでも撤去しない場合には、その土地の所有者、管理者ということを言われたわけです。ということは今回の大波野の事例で言いますと、赤線は当然町の所有物ということになれば、町が処理すべきではないかと思いますが、いかかでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） お答えいたします。

私も先週現地を確認しました。そこで、建設課の中でも話をしたんですけど、赤線と思われるところに所に残土等が出ておる事は確認できるんですが、まず境界確認をしないと本当に赤線のところに出ているのかどうか、この辺あたりもちょっと不明なところがございます。境界確認をすればいいんじゃないかということになります。そうなった場合、費用を誰が負担するのかということも生じてきております。したがって、先ほど、副町長の答弁がありましたように、まずは、保健所の関係、廃棄物のほうの関係から話を進めていただいて、それから最終的には赤線の管理、長狭物の管理等のほうで解決できたらいいなと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） また費用がかかるということで、全然前に進まないという感じなんですけども、とにかく赤線の先には私有地がございまして、私有地に行く方が通れなくて、行かれないということで、大変困っておられます。そのへんの対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、太陽光パネルの話もありましたけども、当然先の話なんですけども、早く条例のほうつくってもらったと思います。

続きまして、第2問、まちを元気する政策についてということで東町長お願いいたします。

町は地方創生戦略など地域活性化、町を元気にする政策を行っております。先日、人づくり・地域づくりフォーラム in 山口があり、北海道上士幌町のNPO法人より、都市と農村の交流促進プロジェクトの実践事例発表がありました。上士幌町はふるさと納税の恩恵を受けて大きく変化、小さな町でありながら、全国でも上位の寄附が集まるようになりました。子育てや福祉に力を入れ、感謝特典商品を多くつくることで、雇用が生まれて、手厚い保育や教育を無料化できるようになりました。これらの要因で、若い世代の移住者もふえたということです。

田布施町のふるさと納税は寄附も増えていますが、町外へ寄附する方も多く、差し引いて収入は少ないのが現状でございます。もっと、民間を活用したらいいアイデアが出るのではないのでしょうか。

また、地区で行うミニイベント等も、以前は補助金などが出ておりましたが、今はありません。元気で活力がある地域活性化のため少しでもいいですから、そういった協力金を出してはいかがでしょうか。

以上、御質問いたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

本町のふるさと納税は、今年度から返礼品の金額の率を3割に変更したことにより、寄附件数は5倍近くの約1,200件、寄附金額は2.5倍以上の1,500万円になる見込みとなっております。

もっと民間を活用したらとのお尋ねでございますが、本町も民間と連携して、町の観光協会と一緒にふるさと寄附金に取り組んでおり、出品事業者の募集や返礼品発送業務の一部を観光協会が実施しております。また、今年度は日本郵便と連携して郵便局見守りサービスを返礼品として初めて、物ではなくサービスを加えたところでございます。

今後もこのような皆様に必要とされるサービス、例えば空き家の見守りや草刈りなど、ふるさと寄附金のお礼の品として提供できないか、調査研究を行い、民間事業者と協力して、できる方法を検討してまいりたいと考えております。

一方、国の地方税制改正の中で、ふるさと納税の見直しが検討されており、その内容が正式に決まり次第、新たな検討も必要になってまいります。また、今後寄附金額を伸ばしていくためには事務処理業務も増えてまいりますので、こうした業務の軽減や返礼品のアイデア等も含め民間活力が生かせないか、調査研究を行い対応していきたいと考えております。

次に、イベント助成金については田布施町まいつくり推進協議会において、助成金を平成17年度から最大3年間交付しております。この助成金は町内で開催されるイベントであって、協議会が本町の活性化に寄与すると認めたものに対し、上限はございますが、助成対象経費の2分の1以内の額を助成しております。手続としては、イベントを実施される前年度の9月までに、経済課内のまちづくり推進協議会事務局に申請していただき、協議会で内容を審査し交付決定等することとなっております。この申請書類等は町ホームページにも掲載しておりますので、御確認をしていただければと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ふるさと納税の件なんですけども、現在の田布施町のふるさと納税「ふるさとチョイス」これちょっと調べましたら、現在が返礼品が84点、最初始まったときには田布施町誌一冊でしたけども、すごい進展をみられたと思います。1,200件の返礼品もふるさと納税ですか、上がったということで、大変右肩上りということなんですけども。

昨年田布施町から町外にふるさと納税される方、そっちの税金のほうも右肩上りということで、昨年3割の返礼を差し引いたらほとんどプラスマイナスゼロというような感じでした。今年は約

2.5倍ということで、あと町外にどんだけ出るかで、また決まってくると思うんですけども、その辺を含めてもっと新商品といいますか、新しい商品開発、これも民間にお願いして人が欲しいがような、があればいいんじゃないかと思えます。

ふるさと納税の最新情報ということで、この間ネットに出ておりましたけど、女性向けの返礼品、あと体験型、お墓を見守るとか、代理寄附とか、いろんな変わったサービスが国内至るところで出ておまして、田布施町も油断しとったらほかの市町村に町民の方がふるさと納税されて、こっちへ入ってくるのが少なくなるということも今考えられております。

大阪の泉佐野市で、今のアマゾンのギフト券100億円とか、そういう法外なことをされるとそっちに寄附が行きまして、町内に入ってくるのが減ってきますので、その辺も含めて民間活用してグッドアイデアな返礼品、その辺を開発してもらったらと思っております。

さっき、助成金の話が出たんですけども、実際、昨年、小行司むらまつりというのがあったんですけども、そこ助成はされたんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 小行司むらまつりについては、今年度から助成することとしております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） この間、北海道の話で今のふるさと納税、これで民間NPO法人ですけども、すごいいろんなことをするにしても、お金が入ると活力が湧くんですよ。このNPO法人も今の移住対策ということもされておまして、町自体は4,000人とか小さな町なんですけども、この移住対策を始めて5,000人に増えたということなんです。その町もNPO法人が窓口になっとなんですけども、誰でもウェルカムでなくて、来てもらう町のほうも移住者を選ぶ権利があるということなんです。今、田布施町も移住対策とかいろいろしておりますけども、その辺もこういったNPO法人とか民間を活用すればいろんな施策はできると思いますが、移住対策についてどうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 非常に難しい問題でございまして、おっしゃられることは大変よくわかるのですが、ぐるぐる回って、どうすりゃいいんかという、何が最初かという話になるわけですけども、おっしゃられますようにふるさと納税だけで申し上げますと、今役場の職員が来たもの全部やって返す、900件近いものを通常業務の中で返してちょうのは、なかなか業務量として信じられない業務になってきて、お客さんでございまして、ちゃんと1カ月、2カ月待たすというわけにはいきませんし、ちゃんとしたものを町内業者さんと話をして返送するという業務はなかなか、当初から田布施町はあんまり寄附だということで、あんまりその商売的なものには手を出さないほうがいいんじゃないかと、前の町長の考え方もございましたので、そこそこという話でございましたので、町のほうで何とか観光協会のほうの御協力もいただいてやっておりましたが、こういうことになってきますと、やっぱり皆さんもだんだんよくわられてきて、寄附もろうて、寄附じゃなかった、返礼品をどうやったら、もらったらいのかというゲームになってきますと、町のほうもやっぱりそれなりの対応をしませんといけませんので、今担当課の中では、議員がおっしゃいましたように、NPO法人とか民間をベースにして、チェンジして切りかえて新たにスタート切らないと、このままやっておりましたも、なかなかいいものもできないなというふうに思っております。返礼品が何でもいいんだったらいいんですけども、やっぱり田布施町でつくって何とかという規制がありますもんですからね。

以前、エビを販売されている業者がおって、大変おいしくて、私も好きだったんですけども、それは田布施でとれたエビじゃないんかと言われりゃ、それはマレーシアとか外国のほうですから、そこまで言われるとなかなか手が出せない、ルール違反だというイエローカードのようなカードを新聞で出されたりしますと、取り組んでええのか、いけんのか非常に難しいという状況にございますので、今その町とすると、圃場整備とかやっておりますので、そういう中でグループとか特産品を6次産業

化をしていただいて、その中でやっぱり販売のほうへ行くという中のプロセスで、ふるさと納税とか地域のイベントとかNPO法人とかいうのが何かの原因に作ってできればいいかなと思っておりますが、なかなか1個1個が難しいもんですから、そういう法人とか、民間の方でやっていただける方を探してお話をして支援していただかないとなかなかいい方向に行かないのかなという、町長としてやりたいんですけども、なかなか難しいなというのが現実でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 小行司むらまつり、今年度からと言いましたが31年度からでございます。訂正させていただきます。

それと、さっき農村交流都市とのそんとのプロジェクトをNPOがやっているとか、随分そういうのがいいんじゃないかとか言われてましたが、午前中1番最初の質問で國本議員がありましたような農泊とか、ああいうのはまさに都市と農村との交流のプロジェクトの一つになっていって、移住定住にも結びついていけばと思っていますので、その辺はまたいろいろ研究等もしていきたいと思えます。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 町を元気にするというので、財源がふるさと納税とか、さっきありましたオラレとか、その財源を活用してもっともっと元気になる施策をしていただいたらと思うんですけども。今、小行司に新しいニコニコパークのところに施設とかできておりますけど、こういったのも活用して地元の品物だけでなく、ここを拠点にインターネット販売、これもすごい各自治体盛んですからそれもいろいろするとか、NPO法人に限らず、町内いろんなところで指定管理とかいろいろ施設があると思えますから、その辺を活用してこういった施策できると思えますがどうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 大変難しい問題で答えにくいんですが、議員おっしゃりますとおり、そういった取り組みを進めていかなければならないと思っております。今度、総合計画を来年度からまた新たにつくり直しますので、そういうコンセプトを総合計画の中に入れて、そのときに関係団体、関係協力機関とよく話し合って、どういう方向性を出していったらええのかなというのを町の方針がはっきりしませんと、そういったお願いもできないと思えますので、総合計画策定の中で、十分話し合っていきたいと思えます。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 町民含めて田布施町をますます元気にしてもらいたいと思えます。

以上で、質問は終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 暫時休憩しまして、お昼でございますので、再開を午後1時にしたいと思います。よろしく願いいたします。

午前11時40分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松田規久夫議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 一問一答で、2問お願いいたします。

1問目は、児童虐待についてと題しまして、町長、教育長お願いいたします。

千葉県野田市で、小学4年生の女の子が死亡した事件があった。児童虐待防止に向け、政府は虐待事案の緊急安全確認をするとともに、通告元の情報を提供しない新ルール策定や、児童相談所の体制強化などを加速する。

田布施町において、いじめについては、アンケート調査や担任との教育相談、スクールカウンセラーの導入などで防止策が講じられている。虐待について、児童からのSOSの発見と、その対応と対策はどのようになされているかお尋ねいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

児童虐待については、何よりも大切にされなければならない命が奪われる、痛ましい事件が報道され、悲しみと憤りを禁じ得ないところでございます。同時に児童虐待の防止のために、法制度が幾度も改正されながら、虐待の根絶に至っていない現実を見たとき、身体的暴力やネグレクト、性的虐待等、さまざまな事案の背景に潜む根の深さを思い知らされるところでもございます。虐待の問題に関しましては、児童や高齢者、障害者または配偶者間など、さまざまなケースで発生しております。

いずれの場合も、発見はなかなか困難で、発見後の対応も、報道でもその難しさが繰り返し報道されておりますように、簡単なものではございません。町といたしましては、御質問のようにSOSの発信を見逃さないように、関係機関が連携をしながら、早期発見・早期対応に努めているところであります。

児童からのSOS発見の体制としましては、本町では乳幼児家庭全戸訪問事業や、各種健診、医療機関との情報連携などにより、産前や産後の乳幼児の発育に問題を抱えていないか、把握に努めるとともに、教育・保育機関との情報連携を密にし、子供が不適切な環境に置かれていないか状況把握を行っております。

また、虐待が疑われるような事案が明らかになった場合には、福祉・教育・保健医療・人権などに関係する機関で構成される要保護児童対策地域協議会で対策を協議しており、中でも、深刻な事態が想定されるような虐待事案があった場合には、48時間以内に児童の安否を確認し、児童相談所や警察などとも情報の共有を図ることにより、適切な保護に結びつけられるよう対応しているところでございます。

また、これらの対応の中で、地域社会における身近な相談相手である民生委員・児童委員や、児童福祉を専門に取り扱う主任児童委員にも、大変な御協力をいただき努力をしているところでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 引き続き、私のほうからお答えします。

初めに、いじめ防止への取り組みにつきましては、町及び各校のいじめ防止基本方針に基づきまして、早期対応や組織的対応に努めております。その結果として、いじめの認知件数は、全国や県に比べて低くなっております。

さて、児童虐待につきましては年々増加傾向にありまして、全国における児童相談所での児童虐待相談対応件数と、その推移を見ても、平成2年度の1,000件から、平成29年度には13万件を超える対応件数となっており、全国各地の児童相談所では許容量を超える相談が寄せられている状況です。

平成29年度の児童相談所における虐待相談の内容別件数は、心理的虐待が過半数を占めており、身体的虐待とネグレクトが、それぞれ20から25%となっております。本町においても、ネグレクトや心理的虐待の可能性が疑われる事案が、数件報告されておまして、現在、関係機関や関係各課と連携しながら、迅速な対応に努めているところであります。

それでは、虐待を受けている児童からのSOSの早期発見の方法につきまして、本町でどうしているかお答えします。

本教育委員会では、児童虐待の早期発見や通告義務、児童虐待の防止等に関する法律の5条、6条に示しておりますが、これが的確に実施されるよう、教職員や関係者に、児童虐待についての理解を深めていただけるよう、校長会や各種教職員研修会を通して、法の周知を図っております。

また、学校運営協議会等を通して地域住民と連携を図るとともに、学校においては、子供の状態観察、調査・聞き取り、保護者の状況の3点で早期発見に努めております。

第1点は、子供の状態観察ですが、授業前の健康観察では子供たちの表情、身なり等について確認するようにしており、浮かない表情であったり、衣服や身体が不潔であったりする場合には、気をつけて見守るようにしています。

また、健康診断や体育時においては、ふだんは確認できにくい身体面の健康状態や、体の傷やあざを見逃さないように、特に注意を払っており、不自然な傷やあざに気がついた場合は、すぐ虐待を疑うように指導しております。

2つ目は、調査・聞き取りで、アンケート調査や教育相談を定期的実施し、虐待の兆候がないかについて注意を払っています。特に小学校2年生と中学校3年生を対象に、年2回実施している受容感構造のモニタリング用アプリケーションであります、慶応大学と連携してつくりましたGAP調査では、家庭におけるストレスチェックの測定もできることから、子供と保護者との関係について、過度なストレスが見受けられるような児童生徒については、直ちに状況確認を行うこととしております。

最後に保護者の状況ですが、保護者と会う際には、保護者の状況を気にかけるように努めており、地域で孤立したり、子供のことにする他者の意見で、被害的・攻撃的になりやすかったり、子供が、けがや病気の際に医者に見せようとしなないなどあれば、虐待を疑うサインとして対応をしております。

次に、虐待を受ける児童からのSOSを、発見・確認した場合の対応及び対策についてお答えします。学校において、虐待もしくは虐待が疑われると判断された場合、速やかに教育委員会に報告するとともに、関係教職員を通して多面的な情報収集を行い、当該児童生徒の状況をよく観察し、状況を見ながら、本人にとって最も話しやすいと考えられる教職員が、話を聞き寄り添うことで実態の把握に努めます。

これらの情報をもとに、生徒指導対策委員会を開催して情報共有を図り、関係機関と連携を図りながら、学校全体として一貫した方針のもとで、必要な対策を行っております。

また、通報を受けた本教育委員会においては、速やかに町民福祉課と連携し、関係機関との情報共有を図るとともに、早急に、必要となる対策を講じることにしております。これらは関係機関や地域等から、虐待が疑われる情報もたらされる場合も、同様な対応とすることとしております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 本日の一般質問で、午前中から聞いていて、ちょっと考えたことがあるんですが。この児童虐待、野田市のほうでは、死亡事故につながるような事件がありました。もし仮に田布施町で、あつてはならんのですが。こういう事案が発生したときに、町長は遺憾の思いを話されたり、あるいは謝罪をされたりというのが、僕は、どうじゃろうかというふうに疑問を感じたんですよ。というのが、固定資産税のところで、僕は最初に謝罪をされるべきだったと思うんですね。それが、仕事のうまく回っているからというふうなことで、世の中では日産の自動車の検査問題、あるいはスバルの検査問題で、資格を持っている人、持っていない人がやっても、パスしたら形は車ですよ。だけど、資格がない人がやったら車じゃないんですね。ですから、1月1日の賦課日で、評価員がいないという形で、町長名で税の納付書が出た場合に、単なる紙切れになるんじゃないかという心配があるから、行政と議員、また知恵を出しおうて、田布施町民にとって、ええ方向で知恵を出しおうて考えていきたいというふうに私は思っています。

一番最初に、ちょっと外れたような感じのことを言いまして、児童虐待が、もし田布施で起きたらという、あつてはいけんことをちょっと想像して、こういうことを思いましたんで、大変失礼しました。

用意している質疑応答のほうに入っていきます。私は実は、この児童虐待を取り上げて、2つ、知らないこと、わかったことがありますんで、先にそれを言います。

まず、児童の定義ですが、中学生は生徒といいます。小学生は児童といいます。だから児童虐待というのが、中学生ぐらいになったら、自分のことは自己解決できるんで、幼児を含む小学生以下の問題だろうと思うちょっとなんです。先ほど、具体的に教育長が、児童相談所あたりに寄せられるような件数を言われましたが、この、児童が18歳以下というのがわかったのは、国際的な条約に日本も批准しとるわけなんです。通称は、子どもの権利条約。英語では略してCRCというふうにいいますが、日本も批准していますんで、18歳未満が児童ということで対象になって、これ、気がついたのは、僕も統計数字を見よった中で、中学生のところで件数が出とるし、高校生などということで件数が出とるんで、あれっというふうに思ってわかったわけです。

もう一つわかったことは、平成27年の7月1日から、110番や119番と同じように3桁の番号があるんです。ここに通報しましたら、児童相談所に、ぼんとながるんですよ。皆さん、御存じですか。（「189」と呼ぶ者あり）「いちはやく」というんです。189番。僕、知らなかったんです。「いちはやく」で、何かあったときには、すぐつながるように、固定電話でしたら田布施の管轄の岩国の児童相談所へつながります。携帯電話でしたらセンターへつながります。センターから岩国のほうへ、そのまま待とったら転送してくれます。

そこで、お尋ねしたいんですが、私は、この「いちはやく」というの知らなかったんですが、まず最初に教育長にお尋ねしますが、学校で保護者なんか積極的に、この「いちはやく」というのを周知されるような取り組みというのはされておりますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） いじめにつきましては、余り学校で保護者等に、そういった情報提供等は、余りないと思います、実際は。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 次に、同じような質問を町長にしたいんですが、民生委員は、児童委員を兼務していると思うんですが、自治会長とか、そういうふうな社会福祉的な社会福祉委員とかありますよね。そういうふうな方に、もしかというふうなことがあったときに、この特殊番号の189番、これの周知というのは、こういうふうなチラシでも構わんと思うんですが、町のほうで周知に努力というのはされておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 児童虐待の相談ダイヤルといいますか、通報ダイヤル189番の件なんですが、何月か忘れたんですが、児童虐待防止月間というのがございまして、昨年だったと思います。広報たぶせのほうに、児童虐待防止月間のときと合わせて、189の、そういったダイヤルについて広報したところでございます。

また、ホームページにおいても、一応そういったところの広報をさせていただいていると認識しております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） わかりました。山口県には、この、児童相談所というのが6カ所あるんです。先ほど、田布施は岩国だというふうに言いましたが、岩国から緊急時駆けつけよったら、地図とか何とかちて見よったら、そりゃもう1時間以上かかるんじゃないかと思うんですよ。緊急の場合は警察とか、あるいは町のほうへ駆けつけるためには、いろんな方法もあるかと思うんですが、先ほど、件数が、どんどんふえとるというふうなことで、緊急対応も含めて、岩国でなくて柳井エリアに、何らかの出張所みたいなのを設けたらというふうな働きかけちゅうんですか、そういうふうなのをするような考えはございませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 現在、田布施町を管轄する児童相談所が岩国児童相談所でございます。

す。これは、ずっと以前、この田布施を含めて県の東部を所管するのは徳山だったんです。徳山児童相談所しかなかったと。やはり、議員おっしゃるように、そういった件数の増加を踏まえて、岩国にも開設をしたというのが経緯でございます。現在、東部については周南児童相談所と岩国児童相談所の2カ所体制で、そういった児童相談業務を行っていただいているというところです。

御心配のように、確かに岩国からこちらに来てもらうのであれば、1時間ということではありますが、緊急を要する事態であれば児童相談所の到着を待つことなく、警察へ、まず通報して、児童の身の安全を図るというのが、まず第一だと思います。

そういったところで、岩国児童相談所の多少時間的な距離はあるんですけども、児童相談所と密接に連絡体制を構築しまして、本当に緊急の事態であれば児童相談所と連絡をとりながら、児童の安全を図るということとしております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 教育長の、児童のSOSの対策として、学校からは教育委員会へというふうな話がありました。それで学校から教育委員会、いろんなケースも行き先があるでしょうが、警察、行政、児童相談所というふうにあると思うんです。地域のほうは「いちはやく」というこの番号がわかれば、即、住民は児童相談所のほうへ、ぽん行って、児童相談所が、また緊急を要する場合であれば、早目に駆けつけられるところへ言われるんじゃないかと思うんですが。

警察とか行政とかというのは、虐待の種別というんですか、虐待には身体的な虐待と性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、虐待の種類4つで種類にもよるんでしょうが、警察とか行政がかかわるような虐待というのは、どういうふうなケースが考えられるんでしょうか。はっきりわかるようなケースがあれば、知っておきたいんでお尋ねしますが。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） どれも皆あります、それは。どれも警察とか児童相談所へ、しなきゃいけない状況があると思います。一概に言えませんが、今、児童相談所のことを主に御質問されておりますけど、やはり、うちぐらいの町になると、一番よく知っているのは学校と教育委員会です。これが一番よく知っています。それと今、町民福祉課です。これが、生まれたときからずっとやっていますし、親がどういう状況かちゅうのが、ほとんどの状況わかっています。だから、急に虐待が起こって大きな大問題になるということは、まずありません。少しずつ少しずつ広がっておりまして、現在も何件かありますが、それをいかに的確にやっていくかということなんです。

やはり、保護者に問題が多いわけですけど、その保護者が、自分で子供を養育できないとか、ちょっとかっとなるとか、いろんなタイプがあると思いますけど。種類は、大きく国は4つぐらい分けていますけど、先ほど申し上げた心理的なものとネグレクトが多いということです。田布施町の場合も多いと思います。それによって違いますので、児童相談所はこのたび初めて、専門の警察官を置いたりとかいうようなことがあると思いますが、普通は県の職員が、人事異動で来られるわけですから、特別に知識を持った方が、年中常備してたくさんおられるというわけじゃありませんので、今課長が申しましたように、まず田布施のような場合は、大きな事案があれば、すぐ警察が一番早いです。警察が動けば、必ず児童相談所が動きます。ですから我々が岩国児相にお願いをしても、なかなか件数も多いし、事案の内容を聞いて判断されますんで、すぐに駆けつけられるかどうかはわかりません。やはり信頼できるのは、子供が守れるのは学校と教育委員会と警察、町です。そういったものが連携して、早目に保護者のいろんなものを支援していくというようなことを、していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから地域の方、特に田布施の場合は、そういった地域力がありますんで、大きな問題も割と少ないんですけど、そういった形で大きくならないように、死んでしまうようなことにならないような対応には努めておりますが、大きな町は、本当に突然、わかってしまうというようなことがあるんで、やはり大変なんだろうなというふうに思っています。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 教育長の今のお話の中に、ネグレクトという言葉が出てきました。今、若い人は夫婦共稼ぎです。子供も大人も、夜型に大体移行しております。ですから、朝は大人も子供も時間に追われて、まともに朝食がとれないというケースも、多々発生しているんじゃないかと思うんです。本当に時間がなくて食べれないのか、あるいは朝食抜きの子の中に、ネグレクトが潜んでいるんじゃないかという思いがあるんですが、このあたりどういうふうにも、同じ食事を朝飯抜きの場合、潜んでいるネグレクトを見つけるのは、なかなか子供もSOSという形で発信してくれりゃええんでしょうが、家の恥ずかしいことやからちゅうんで黙っちゃるような子じゃったら、潜んでいるような、そういうものが発見できない。それを見つけるのは、今どういうふうにも努力されておりますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これも1点目に先ほどお答えしました、子供の状態観察、すぐわかります。服装、学校へ来る服装を見りゃ、すぐわかります。そうして保護者に改善を求めますが、一向に聞かない。朝、ちょっと食事ができなかつたとか、今日は遅寝をしたとか、そういう状況じゃありません。もう、はなからやる気がないとか、子供を養育する気持ちがないちゅうことです。そういうことですから、ただ親権は親にありますから、私たちが、さらってやるわけにはいきませんので、粘り強く、保護者にそういったものやってもらおうように言うんですが、何か大きな事件・事故、大きなちゅうのが家出をするとか、そういうのがあれば、すぐ対応できますけど、通常の中では服を着替えさせてやったり、そういうことは、十分学校も対応していますけど、なかなか一口で言うのはみやすいんですけど、実際に、その子供たち個々に対応していくというのは、24時間管理しているわけじゃありませんから、やっぱり保護者が頑張ってくれないといけない。その保護者が、少しでも子供をきちっと養育できるような、そういったほうに教育していくというのが、我々の仕事かなと思うんですけど。

それで、田布施町では社会教育課に、家庭教育支援事業というのをつくって、そういったものへ対応していきこうと、地域の人の力をかりてと。これも、学力のもとには、それがありますから、そういった形で支援を始めているのも、その家庭に、いかに入っていくか。かつては、家庭教育はタブーでしたから、それができだしたということは非常に進歩かなというのはあります。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 今、教育長の答弁を聞いて、自分の認識不足を、子供の観察で、すぐわかるという。僕は、すぐにはわからんのかなというふうにも、わからんを見つけるのを苦労されよるんじゃないかと思うて、それでお聞きしたようなわけで、自分の無知をさらけ出して申しわけありません。

最後の一つは、また無知と言えらんかもわからんですが、先ほど昼に、ちょうど12時からのニュースで、下関がスクールロイヤーを導入するというニュースをやっていました。野田市のほうは問題になりましたんで、いろんな組織の連携等含めて反省の意味もあるんでしょう。スクールロイヤーは入れるちゅうのは、僕は知ったんですけど、きょう昼に、山口県でも下関がスクールロイヤー入れると。で、スクールがついとるん、いろいろあるんです。スクールガードとか、そういうなんもありますが、ここは関係ないんで置いときますが。

スクールカウンセラー、大体これは個人を。それからスクールソーシャルワーカー、その置かれている環境といいますか。このスクールソーシャルワーカーには、配置型と巡回型と派遣型と3つあるということ。このスクールロイヤー、この3つが児童にかかわってくるような格好になると思うんですが、どういうふうにも、この3者が、スクールロイヤーええです、法ですから。名前のとおりでしょうから理解できますんで。カウンセラーとソーシャルワーカーのかかわり方の違いというのを、ちょっと簡単に教えてもらったらと思うんですが。これで1問目の質問は最後にしますんで。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） まずスクールカウンセラーから。それぞれ似たようなこともあるんですけど、スクールカウンセラーというのは、主に学校内において先生方が、保護者の対応とか子供への対応とか、そういったものへの悩みに答えるとか、あるいは子供たち自身が悩んでいることに対して、いわゆる資格を持った先生が、それをいろいろ相談に乗ったり、それを学校側とか保護者に相談したり、それから、教育委員会に全部報告が上がってきますので、やるのが主です。

スクールソーシャルワーカーというのは、家庭に入って行くわけですが。家庭に入って、家庭の環境改善をするのが大きな目的で、これはもちろん資格も、中にはうちが今3人ですかね、専任でお願いしております、3人の方へです。県費で、県のお金をいただいとるんですが、町単独で、議会でも承認いただいて入れておりますが、そういうふうに各家庭に入って、保護者のいろんな環境を変えることによって、子供たちの改善を図っていくということで。これも、今までできなかったもので、ほとんど今期待しておるのは、スクールソーシャルワーカーの先生方に大きな期待をして、非常に改善が図られております。不登校についても、そういった先生方をお願いすることが多いです。やはり家庭の環境を変えていくということが、スクールソーシャルワーカーの主な仕事で、スクールカウンセラーは、それぞれの方の悩みをお聞きするという、あるいはそれを各機関にお伝えしたり、紹介をしたり、そういったもので非常にSSWは重い仕事で、かなりのベテランの方がやって、お医者様もいらっしゃいますし、その辺に大きな違いがあります。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） ありがとうございます。ですからネグレクトなんかはSSWということになりますね。

2問目行きます。

外国人受け入れの拡大についてということで、町長お願いします。

改正出入国管理法は、外国人が単純労働につくことを認める法律で、4月に施行される。この法改正を機に、外国人を獲得する動きが強まると予想される。田布施町の中小企業の外国人労働者の受け入れ体制の整備はどうか。町においては、外国人を支援する専門部署の設置は、職員数、庁舎スペースの関係で無理と思うが、窓口受付ワンストップで、お客の移動でなく職員の移動で対応してほしい。また、新たな外国人転入者に対する地域や行政の支援体制についてお尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

国内の深刻な人手不足に対応するため、外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管法が成立しました。この改正法は、在留資格特定技能1号、特定技能2号について、資格取得する人材の技能や日本語の水準、在留期間等の制限が創設され、出入国在留管理庁の設置等を内容とするものです。

お尋ねの外国人労働者は、山口県の労働局の平成29年10月末現在の外国人雇用の状況によりますと、県全体で1,090事業所の6,635名、柳井地区で41事業所の149人となっております。

本町におきまして、町商工会に問い合わせましたところ、2事業所で15人となっておりますが、商工会に未加入の事業所もございますので、町が把握しております町全体の外国人技能実習生は、全体で37人となっております。

業種別では製造業で、国別で申し上げますと、中国人4人、ベトナム人33人となっております。本町に転入される外国人の約8割は、町内で就業され、その他は国際結婚等となっております。

本町の事業所で、新たな受け入れ計画を計画している事業所について、今現在は把握しておりません。

また、この新たな外国人材の受け入れに関する制度等に関しましては、法務省入国管理局主催の県の説明会が、3月に開催されるということになっておりますので、今後、国における新たな在留資格の創設などの検討結果を踏まえ、また、県の動向等を注視しつつ、その受け入れについて、関係機関

と連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、山口県では、外国人材の県内中小企業での受け入れ支援として、山口しごとセンターに、外国人材雇用アドバイザーを新年度から設置し、多言語対応相談員や翻訳機能を備えたやまぐち県外国人相談センターの設置等を予定されておりますが、詳細は、まだ明らかになっておりません。

また、広島広域都市圏でも多言語通訳の広域利用を予定しており、町としても、こうした体制を整備していきたいと考えております。

なお、窓口ワンストップへの対応でございますが、現在も必要に応じまして、職員が入れかわり対応しており、今後も状況に応じて、親切で適正なサービスの提供をしたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 町長が話される答弁を聞いて、自分の質問が、ちょっと違うちょっとしたんじゃないかちゅうのを気がついたんです。出入国する外国人は管理するんですが、改正されるのは、入国管理法じゃないかというのを、ちょっと気がつきましたんで、こりゃ、後調べて間違いがあったら訂正ちゅうことで、私の質問をお願いします。

じゃあ質問します。

行政のほうでは、田布施町のほうは、2事業所で15人の届けなんだが、37人で中国人4人の、ベトナム人33人というふうに言われましたが、この方なんか、転入の手続に来られたときに、具体的にごみ出し等の生活支援の指導をしたり、あるいは、そういう支援をしてほしいというふうな企業からの支援要望というのは、行政のほうにあるのかというあたりを教えてほしいんですが。

○議長（瀬石 公夫議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） お答えします。こちらの町民福祉課のほうに、企業のほうからということ、ちょっと承知しておりません。大体、転入されるときに、そういった事業所に研修等で来られる外国人の方は、事業所の方が、お世話役の方が、どなたか同行されて来られますので、窓口でこれがわからない、あれがわからないということはないように聞いております。

具体的に生活する中で、トラブルが全然ないかということ、やはりちょっと、こちらのほうも、環境係通じて情報が上がってくることもあるんですが、基本的には、その事業所のほうで、そういった外国人の研修員の方をお世話なさっておられる方を通じて、トラブルのないように、事業所を通じて指導しているというのが現状でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 今日、机の上に、こういうパンフレットがありました。同じように手続に来られましたら、コストの関係がありますから、町独自の37人程度の方のためにパンフレットをつくるちゅうのは、なかなかコストの関係で無理だと思うんですが、国とか県とか、あるいは大きな市の利用できるような英語で書いたような、ごみ出しの具体的な仕方とかというふうなものがあれば、そういうふうなものをお渡しするというふうなことはされてはおりませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 現在のところ、まだ作成に至っておりません。ごみのほうを、どうしているのかということで、一事業所の方なんですが聞いたんですが、家庭で出すというよりは、ごみを事業所のほうに持って行って、何か処分をしているということのようです。事細かく、ごみ出しカレンダーを、そういった外国版をつくるかどうかというのは、こちらと熊南総合事務組合との協議もありますので、まだちょっと、その辺は今から、どれぐらい外国人労働者の方が増えるかというのがあるんですが、熊南総合事務組合とも相談してまいりたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 外国の方は、知らないがために、どっかの地区で何か物を燃やして、トラブルまでいったかどうか、そこまでは知りませんが、そういう話も聞いたりするんですが、知らないがために、知っとればやらないことでも知らないから、国が違えば、当然価値観も違うわけです。

から、というふうな失敗談にもなったりしますんで、行政のほうも外国人住民の生活実態の把握や、あるいは行政に対してのニーズ、要望の吸い上げとか、そういうふうなことも企業を通じてでもいいですから、努力してもらったらというふうに思います。

次は、田布施町では、多言語の対応ちゅうのは当然無理で、英語での対応になると思うんですが、英語で具体的に対応が可能な方は、何名程度、職員でおられるんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） どの程度話せるかというのは、私、直接話したことがありませんけど、2、3人は英語はできるのが職員としておりますし、実際に以前、フィリピンのほうから親善に来られたときも、長信さんの通訳をしておりましたので、それをそばで見えておりましたので対応はできるかなと思います。

これから新しく変わってくるわけですから、さっきおっしゃられた、ごみの問題とか、今までは、そうだったのかもわかりませんが、これからは少し、国がまず制度を決めたわけですから、その基盤を国がつくって、県もつくって、そのソフト的なものを受け入れの自治体である町が、やっていくということになっていこうと思いますので、いろんなこれから考えられる外国人の方が来られても、対応というのは十分とっていくように、広島広域圏でも翻訳・通訳のことは、今問題になっておられて、同時に受付窓口で通訳が使えるようなサービスを、今考えておられますので、そういった広域的な取り組みも利用して、対応したいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 英会話が可能な方が2、3人おられるということなんですが、会話は使わないと忘れるんですよ。自己研さんすれば、例えば会話の教室へなんか行くと、当然出費が伴うような、そういうケースが考えられます。こういうあたりの自己研修をするために、かかった費用を業務で使うわけですから、サポートするといいますか。同じように役場業務には、いろいろ仕事があって、それぞれに関する資格があると思うんです。そういう資格取得を積極的にした場合に、その資格の難易度によって、ある資格だったら、幾らぐらいのサポートしましょう。受験料もいりませし参考書もいります。英会話でしたら、そういう教室に行ったりとかちゅうのはありますでしょうから。そういうふうな研修、自己研さん、自分を高めたいというふうに思っておられる方に、支援するような考えは町としてはありませんか。予算の関係で難しいかもわかりませんが。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように大変大切なことだと思いますが、これまでも図書館司書とかいろんな資格を通信教育で取ってきた職員がたくさんございますし、運転免許ですか、大型とかそういったものも取った職員もおりますが、現在はそういったものへの、町がお願いをしてこういう資格を取ってくれというようなものについてはまた別でございますが、今のところはそういった制度は持っておりません。休暇とか勤務を若干免除してというものはあると思いますけども、金銭的な支援は今持っておりませんので、今後の課題として、ほかのこともございますので通訳だけでというわけに、公平的にいきませんので、それは少し考えさせていただきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 英語の中心とした話をしましたが、今、田布施町に外国籍の方は20歳以下が1人なんです、だからこの20歳以下の1人はどこかの企業に勤められている若い方で20に近い方だと思うんです。今から考えんにやいけんのが、1種とか2種とかっていうふうに今度変わってくるんで、家族連れで働きに来られるような方が。そうすると子供が学校に行くと、それで日本語が話せないというふうな、近い将来にはそういう子供が田布施町に転入してくる可能性があるんですが、将来の問題点となるでしょうが、大丈夫ですか。日本語が話せない小学生、中学生が来たとしたら。受け入れ体制としてはどんなものでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、議員が言われたのは特定技能2号を持つ外国人の家族のことです。特定2号につきましては、ある程度の日本語力の水準等の試験に合格しない場合はなれないことになっております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） それは働く人でしょ。家族は、子供は日本語が上手じゃないと思えるんですよ。そういう人が来たときの受け入れ体制ですね。あるかないかわかりません。そりゃ、将来考えても田布施のようなどこではずっとゼロのままかもわかりませんが、可能性としてはあるわけですから、来られた、ほいじゃあちゅうんでなくて、前もって準備ちゅうのは義務教育なんですからしとかんにゃいけんと思いますので、そのあたりをお聞きしたわけです。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今この問題は岩国で大問題になって、このたび初めて岩国市にも国の補助で日本語を教える学校が。結局、今、議員が言われるようにくっついてくるわけですよ。だから保護者は保護者ですが、子供は通常のいわゆる日本人学校、いわゆる何々学校に行かれませんよね。だからほんと地元の学校に入るようになるから、日本語がさっぱりできない。私も岩国とは情報交換してますけど、ぼちぼち状況によりますけど、まだこの人数ですけど、やがてそういうことがあれば考えんといけんですが、工場の関係で麻郷のほうにベトナムの方がたくさん来ておられますが、家族で来るというふうになると、日本人学校開設していかんやいけなくなる。近々に春、県教委と意見交換がありますから、岩国市の事例を聞いて、岩国市はつくり始めていますし、実は本町の教職員が1人退職して、そういったところへ転職するというようなことになっていて、そういうことを含めて県教委と意見交換を始めてみたいと思います。まんざら他人事とは思っておりません。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 同様に、小学校、中学校に限らず幼稚園、保育園も同じようなことになるんじゃないかと思えます。逆に幼稚園、保育園ぐらいのほうの方が楽かもわかりませんよね。言葉が通じんでも。そういう思いはあります。ただ、幼稚園、保育園にそういう方がおられたら、3歳から5歳児の間だったら無償になるんでしょうか。外国人といえども。これはまた聞きます。

最後の質問にしますが、この4月で総務企画課は2つに分かれますよね。国際交流の仕事は企画財政課の予定なんですけど、この働く人の受け入れに関しては経済課のような問題、担当が経済課のような気がしますし、来られた方の住民生活でいえば町民福祉課のような気もしますし、窓口としては、町の窓口としては国際交流というふうな名前がついてますので、4月以降は企画財政課が主管という形になるんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 以前の分かれたときの経緯もあったりしてまだそこまで細かく詰めていませんので、いろんな課の意見を参考にして今後、もう時間ありませんけれども詰めてまいりたいと思います。現時点では今、そこまで細かく詰めてません。申しわけございません。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 時間も自分の持ち時間の1時間も迫ってきていますので、最後にまとめとしてちょっと言わせてもらって、自分の質問を閉じるという形にしてもらったらと思います。

外国人の方が日本に来て不安を抱え、仕事、日常生活を送らなくて済むように、企業・行政・地域と協力したいものです。ジェンダー、特に男女の社会的性差ですね、この視点も外国人を受け入れる場合は欠かせないと思います。今、国際的な人口移動で移民の女性化が起きています。女性の場合は外国人という差別、女性という二重の差別の可能性が考えられます。日本へ来られて、日本への在留資格をパスして永住につながるように、また日本に来てよかったと思って、今後は3年から5年になりますけど5年間を暮らしてもらって帰国してもらえるように、我々も知恵を出し合って支援してい

んにゃいけんのじゃろうというふうに自分は思いましたので、まとめとして最後に述べらしてもらいました。ありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に穴井謙次議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） 一般質問を3件、一問一答でお願いいたします。

まず第1番目に、平成31年度当初予算は、どのような点に留意して作成・編成されたのかをお尋ね申し上げます。答弁者は町長お願いいたします。

昨年10月の町議会補欠選挙において当選させていただき、最初の定例会での一般質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、平成31年度会計当初予算は、どのような点に留意して編成されたのかお尋ねいたします。

東町長になって初めての新年度予算案が示されました。町長は出馬に当たって「一緒に創りましょう明日の田布施を」と町民に呼びかけられ「笑顔と元気あふれる住みよい町を目指してこれまでの経験を生かし、継承と改革の信念を持って将来に向かって確かな施策を実行します」と約束をされました。町民の期待と負託を背負ってその重責をひしひしと感じておられることと思います。

お示された新年度の一般会計予算額は57億2,400万円で、前年度に比べ2億8,900万円の少ない予算となっています。特別会計の予算額は48億1,800万円で前年度に比べ2,400万円の増額となっています。合計予算として105億4,200万円、前年度に比べ約2億6,500万円の減額となっております。

これらの予算は制度改正や毎年度の事業計画によって変わってくると思いますが、通常予算編成はどのような作業により編成されるのか、また毎年度の編成に当たっての留意点はどのようなものがあるのか、新町長が公約実現に向けてどのような点に留意して新年度の予算編成に当たられたのかをお尋ねいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、平成31年度一般会計当初予算編成についての御質問にお答えいたします。

予算編成は毎年度、予算に関する基本的な方針を当初予算編成方針として各課に示し、予算要求作業が始まります。概略を申し上げますと、基本は第5次田布施町総合計画に掲げる「笑顔と元気あふれる住みよいまち」の実現を目指して予算を編成するわけでございまして、具体的な事業の選択は、各課が予定している事業を取りまとめた総合計画の実施計画に基づき、社会情勢の変化、国の動向、本町の財政状況の現状や今後の見通し等を考慮し行ってまいります。

私の公約は「子育てにやさしい町」、「継続事業の早期実現」、「もしもの災害から町民を守ること」、「支え合い、共助のまちづくりを進めること」、最後に「財政健全化について」でございます、この公約全てについて事業費の大小はございますが、新年度予算に反映することができたと思っております。

重点施策としては、人口減少・少子高齢化対策として、国の幼児教育の無償化などと、県の移住定住施策や防災対策費などと足並みをそろえ、本町としても社会基盤強化のため、子育て世代を支援する各種施策を予算化しているところでございます。

また、町民の皆さんの安全・安心のため、近年多発する自然災害に備え防災対策費等を予算化し、さらに長寿命化計画に基づく公営住宅の整備などを予算化しております。

本町の財政状況につきましては、財政健全化に継続的に取り組ん将来でおり、町債残高の減少、積立基金残高の増加等によりまして、実質公債費比率や負担比率など財政指標は改善しております。しかし、将来の人口減少等による税収の減少や公共施設の更新などを踏まえますと、さらなる改善が求

められます。

そこで、当初予算は事業を厳選するとともに、効果の乏しい歳出の削減、より有利な国の地方財政措置の活用を図るなどして、プライマリーバランスの黒字化を確保し、積立基金を減少させない予算としております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

それでは、平成31年度一般会計当初予算で重点的に取り組む施策として、具体的にどのような事業があるのかをお尋ねいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 先般の2月の臨時会の際の全員協議会でもこちらの当初予算の概要で若干説明いたしましたし、あさっての予算審査特別委員会でも詳しく説明するようになると思いますけど、先ほど町長も答弁いたしましたとおり、総合計画に基づいて、この当初予算の概要については整備をさせていただいております。

安心・安全の防災の関係ということになりましたら、防災センターの駐車場整備や、今回緊急時に電話したほうがいいかどうかということで、山口県と一緒に緊急安心センターを共同運営をやっていくとか、子育ての関係につきましては町長の公約の中にもありますけど、小学校6年生までの子ども医療費の拡大や、保健センターに併設されます子育て世代包括支援センターの体制整備事業なんかもございます。

それから、町内に住宅を建てられる子育て世帯に対しましては、新たに子育てスマイル支援事業というのを今までの子育ての世帯の住宅新築より拡充したものへしたりしています。

それから、先ほどもありましたけど、長寿化計画に基づいた、町内住宅の建てかえ事業、それから、主要事業でもございますけど、国のほうも東京一極集中ということで地方へ分散しなきゃいけないということで、山口県知事が国のほうへ提言されてなったものでございますけど、移住就業支援金というのを国が予算化してきたということで、県もやっぺいこうということで県内の全市町も一緒になって、移住就業支援金というのを新たに制度化したということでございますし、うちもそういったことで、移住・定住ということにも積極的に対応していこうということで今回予算化しているような次第でございます。あと、消費税の関係でプレミアム商品券の関係の子育て世帯、低所得者なんかもござますけど、総合計画に基づいて、国、県の動きにも対応した中での新しい予算化、重点課題ということで今回予算化をしております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。いろいろな施策の中で大変な町長がお約束されました5つの公約実現に向かって予算が組まれているものと思わせていただきますが、今後、予算の会議がござますけれども、ここでまた改めて聞かせていただきたいと思えます。

それでは、町長が公約として掲げておられました、小学6年生まで対象年齢を拡大した子ども医療費などの医療費負担の軽減について、具体的にお尋ねをいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 子ども医療費の負担につきましては平成29年度から小学校1年生から小学校3年生までの子どもの医療費の自己負担分、保護者負担分を町の方で助成をしてきたところですが、来年度より小学校4年生から小学校6年生、つまり小学校終了まで延長して実施するものがございます。こちらにつきましては小学校に入るまで、未就学時の児童の所得制限をそのまま小学校6年生まで受け継いだ形で、年齢だけ小学校6年生、つまり、小学校終了までに延長するというイメージでよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。今後も厳しい財政状況が続くと思いますが、子育て世代等が安心して子育てができるよう、努力していただきましたと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、1点目の質問を終わり、続きまして2点目の質問に移らせていただきます。

田布施町教育振興基本計画についてということで、教育長に御答弁お願いいたします。

田布施町の子供たちはよく挨拶をしてくれます。学校の行き帰りで出会う子供たちの「おはようございます」「ただいま帰りました」の元気な声に町民も元気をもらい、自然と笑顔が出てくるようになります。町を訪れた人からも子供たちがよく挨拶をして気持ちがいいねと、よく言われます。これらはひとえに、学校、教育現場に携わる先生、関係者の御努力と地域の方々の御協力のたまものと感謝いたしております。

さて、昨年12月、今後5年間の本町教育の指針となる新たな田布施町教育振興基本計画が策定され、発表されています。

ふるさとに学び、ふるさとを愛する「たぶせっ子」の育成を目指して学力、体力、そして心の成長、知・徳・体の調和のとれた教育の推進を目指しておられます。特に豊かな心の育成とし本町で育てたい3つの心として、1、「はい」と言う素直な心、2、「すみません」の反省の心、3、「ありがとう」の感謝の心を掲げ、地域総がかりで育成を図る取り組みを推進し、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止につなげていこうとされています。大変重要で素晴らしいことだと思います。

そこで質問でございますが、これまでの取り組みと現状、課題。これからどのように取り組んでいけるのか。各学校での実践方法、教員への指導、家庭での実行、地域との連携、町民へのPR、協力依頼等、お尋ねいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。それでは、順次お答えをさせていただきます。

このたび、新たに策定いたしました教育振興基本計画に早速目を通していただきまして御感想までいただき、まことにありがとうございます。

それでは、これまでの本町教育の取り組みと現状や課題についてまずお答えします。

これまでの取り組みにつきましては、このたびの基本計画の冒頭にも記載のとおり、田布施町内の全小中学校を一つのコミュニティースクールと考え、学校・家庭・地域の連携・協働による小中一貫による教育を推進してまいりました。現状については、町内小中5校の学校運営協議会の代表で構成される地域学校協働本部に、一つは地域コーディネート部会ともう一つは小中一貫の教育部会を設け、両者が協働した学校運営や学校支援を進めております。

地域コーディネート部会の代表的な活動としましては、放課後子ども教室や田布施の自然や文化を学ぶ体験教室、学校支援ボランティア事業、家庭教育支援事業などがあります。

一方、小中一貫の教育部会の代表的な取り組みとしては、児童生徒の学力・学習習慣の向上、学校評価の実施、教員の授業力向上などを同一歩調で進めており、いずれもかなりの手応えを感じているところです。課題としては、保護者同士の交流による子育て支援や気になる子への家庭教育支援などです。

また、家庭での学習や読書の習慣化、各種メディアへの節度ある態度の育成も課題の一つです。

次に、これからの取り組みについて、まず、学校での実践方法についてお答えします。

各学校におきましては、県教委や町教委の教育方針や重点施策に基づいて教育を進めるとともに、学校評価や学力・学習習慣への取り組み、教員の授業改善等については小中学校5校が同一歩調で取り組むことにしております。その上で、学校の伝統や地域の特色を生かした特色ある学校づくりに取り組むように指導しております。

教員の指導については、新しい学習指導で示されている「主体的で、対話的な、深い学び」一般的にアクティブ・ラーニングと言われますが、これの習得を目指す指導への転換を現在進めておるところです。一例を挙げますと「正解を導き出すことから納得できる解を導き出す力」の育成。「頭の回転がよいということから頭のやわらかさの力」「漢字をたくさん覚えているから文章が、あるいは作文がうまく書ける」、「要らないから捨てるではなくて捨てる前にだれか使ってくれないか探す力」の育成、といったように、成長社会から成熟社会に対応できる人材の育成に取り組むこととしております。

次に、家庭での実行として期待されることは、家庭充実の日に合わせた家庭でのきずなづくりや、学校と協働した家庭学習・家庭読書の習慣化、そして各種メディアに対する理解と家族一体となつてのメディアコントロールへの取り組みです。

地域との連携として期待するのは、少子高齢化や人口減等による地域の衰退、現状のさまざまな課題を乗り越えていくためには、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働し、主体性を持った社会の担い手を育成する必要があります。あらゆる世代が一体となつて地域の活性化や地域創生への実現を目指すもとに地域の存在があると思っています。

最後に、町民へのPRや協力依頼についてですが、田布施町では地域教育ネットによる山口県一の学校・地域・家庭の温かいきずなづくりを進めております。これまで、コミュニティスクール啓発パンフレットを作成し、自治会回覧や研修会での配布を通して、町民に周知してきました。

また、このパンフレットとあわせて、田布施町教育振興基本計画も先ほどいただきましたように町ホームページに掲載しております。おかげさまで、多くの地域の方々に現在、学校への御支援をいただいております。これからも、より多くの町民の方々が学校にまず足を運んでいただけるよう、学習支援ボランティアへのまた登録もしていただくよう御協力をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。ただいま終わられましたけども、学校に足を運ぶ、私も親が足を運んでほんとに一体となつて取り組んでいくことが非常に大切かと思わせていただきました。昨日、私も中学校の卒業式に参加させていただきました、ほんとに子供たちが成長し、新しい門出を迎えて卒業式があったわけですが、非常に感激的でした。自分の子供が卒業しましてからもう20年以上たっておりますので、新たな機会をお与えいただきまして、非常に感銘を受けたところでございます。そういう意味で学校に足を運んで、そして子供たちが、また先生方、また教育に携わる皆さん方がほんとに御努力されている。それが一体となつて頑張らせていただくという、親としての務めと申しますか、そういうところをまた新たにさせていただいたところでございます。ありがとうございます。

先日の学校・家庭・地域が連携、協働した子育て支援のあり方をテーマとして研修会があったというふうにお聞きしております。その中で、今どきの子供の常態として見本となる家族像がないことを問題として指摘され、学校地域のみんなが子供たちのよきお手本になること、よき生活習慣をつくっていくことが大切と話されたと聞きました。この3つの心を私たち大人が率先実行して子供たちのおお手本になることが求められていると思っております。地域総がかりで育成を図るには、町民全体に広く知らせ、心一つに取り組むことが大切かと思っております。

基本計画書の冊子の中で田布施で育つ3つの美しい心と額縁に収められたものが掲載されておりますが、これでございますけども、これは今どこに掲げておられるのでございましょうか。広く皆さまに啓発するためというのがどこにあってということでお聞きします。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） ありがとうございます。これは、今まで10の心得とか24の心得とかいろいろ長い田布施町教育の中でこういった啓発をしまりました。このたび初めてこの基本計画を

策定するに当たって、もっと絞っていこうということでこの3つを新たに決めたものでございます。それぞれ入っています。今まで皆、それに。ですから、これについては今後それぞれの団体とか場所でこれを掲げていってほしいなということを啓発していこうという段階です。それぞれが子供たち皆やってきておりますが、だんだん数が減って、学校ではそれが小中9カ年で10の心得をやっているんですけど、これは初めて町民全体に3つに絞ってやっていこうということで、教育委員会議等で教育委員さんからも強い要請がありまして、それを受けて3つにしようということで、今後、この3つにつきましてはいろんな形でまた啓発していきたいというふうに思っておりますので、今後、またそういう面でお力添えいただけたらということでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。私、実は学校教育課の入り口でどこにあるのかと思ってお寄りしましたら、入り口のドアのところにコピーといったらいけませんですけども、紙が張ってございまして、これだなというふうに思いましたんですけども、やはり町民にしっかり理解していただき、また、そういうふうに啓発していくためには、もっと大きく表示されて皆様方によく見ていただけるようなことも大切かと思わせていただきました。

小言を申し上げましたですけど、田布施の子供が大変挨拶がされている、駅の前にもいろんな公共の場にも「挨拶は明日のたぶせの伸びる声」ですか。そういうキャッチフレーズで、非常に皆さん方にそういうことをPRされ、また、それが周知できるように、そしてそのことが対してみんなが努力していくように、そういう取り組みがなされていると思います。そういう意味におきまして、これからそういう表示看板とかPRのパンフレットとかしっかりと今後準備する必要があるんじゃないかというふうに思います。それで、これらのことを実践していくために担当部署としてはどこになるんでございましょうか。そして、予算は十分にとられておるんだはと思いますが、一応それを進めていく上のこととして、ちょっとお聞きかせいただきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは教育委員会は議員さん御存知のように、学校の指導については学校教育課、学校以外いわゆる地域社会については社会教育課ということになっておりますが、今、紹介しまして、田布施町は小中一貫でしかも地域を巻き込んでやっているということでございますので、一応、学校教育課はいろんなもんで指導・主事が、専門の指導をする専門職員がおりますので、それ2名が中心になっていきますけど、全体的には学校教育課から教育委員会全体、それから町全体に広げて行って行政のほうも朝礼等に役場の職員にも挨拶を啓発して盛り上がってきまして、全体で、田布施町はこういったことでほかの町からいいなというふうに言ってもらえるように、議員さんおっしゃいましたように取り組んでやっていきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。田布施町の将来日本を支えていく子供たち、若者の人材育成を担う教育の役割はますます重要になってまいります。今後しっかり推進していただきたいというふうに思います。私も3つの美しい心というのを述べさせて見せていただきましたが、私自身もこれから、「はい。すみません。ありがとうございます」が個性となるようにしっかり努力して、また見本になれる大人というふうに努力してまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

町公共施設、駐車場の区画整備について、町長のほうにお願いをいたします。

庁舎耐震改修等工事の完成が目の前になっております。新しくエレベーターも設けられ、訪れる町民にとってありがたいことと思っております。これから外構工事、舗装工事と周囲の整備が進められているというところでございますが、駐車場の整備はどうされるのでしょうか。現状、庁舎駐車場の区画区分間隔が狭く、駐車するたびに接触事故を起こさないように大変気を使っております。また、西公民

館を除き各地域の公民館、福祉会館、郷土館等の町公共施設の駐車場では白線がなかったり、消えかかっているところもあり、安全に利用するには問題があると思われます。

今、まこの役場の駐車場の幅は実際に2.3mになっております。西の公民館の駐車場は昨年引き直していただきましたが、2.4mで引き直されております。一般的には推奨されている幅としては今2.5mというふうに言われております。それを考えますと、この役場の駐車場は2.3mということで非常に狭いということがありまして、特に今工事中でもございますので狭くなっており、ほとんどすきまなくとめていきますので、非常に隣の車との接触事故ということに対して気を使っているところでございます。車の大型化とドライバーの高齢化を考えると駐車幅を見直して、白線の引き直しも必要かと思われませんが、どのような御計画かをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

議員お尋ねの駐車場の区画の間隔が狭いことは、以前から危惧していたところではございますが、一方、区画を広げることにより駐車台数が少なくなります。こういうことによって、これまで区画を広げることはできませんでございました。今回の庁舎耐震改修等工事は、3月末の完成に向けて本体工事から外構工事に移ってきております。今回の工事で駐車場の整備は予算の関係上、駐車場全体を整備するのではなく、これまで鋼管バリケードを設置していた工事ヤードの範囲内を整備することとしております。整備内容は、玄関横やエレベーター棟近くに2台ずつの身体障がい者用の駐車場を整備し、1台の幅は3.5mで整備することとしております。その他の来庁者駐車場は、現在の2.3mの幅を2.5mの幅で整備するよう指示しておりますので、若干改善はできることと思います。その他、地域の公民館については計画的に整備を行うこととし、利用者の多い西田布施公民館からラインの引きかえ工事を今年度実施いたしました。

また、麻郷公民館については、来年度の工事を予定しており、その他の公民館についても順次工事を実施する予定にしております。

なお、郷土館の駐車場についても、ラインがほとんど消えておりますが、賃貸借契約のため、町で整備する予定は現在ありません。今後、町からN T Tに要望することはできますので、機会を見て要望していきたいと考えております。

今後につきましては、本庁舎やその他の公共施設は駐車場の区画線が薄くなるなど駐車場整備等をする際に、通常時の必要な駐車台数及び大きな集会やイベント等を開催する際の臨時駐車場の確保ができるかなどを総合的に検討して、安全面にも配慮して、駐車場の区画整備を進めていきたいと考えております。今後の参考とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） どうもありがとうございました。たちまち答弁にございましたように2.3mから2.5mに正面の区画のとこだけなるということでございましたので、非常に喜んでおります。町民が訪れる公共の場、ふれあいの場として安全に安心して駐車できるよう、今後とも計画的に整備を進めていただきますようお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、町職員の皆様には町民のことを優先され、さくら橋等遠方に駐車され出退勤くださっていることにお礼を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、穴井謙次議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） ここで暫時休憩をいたします。再開を2時40分といたします。よろしくお願いたします。

午後2時28分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、石田修一議員。

○議員（5番 石田 修一議員） それでは、一般質問をさせていただきます。

東町長が町長に就任され4カ月が経過しました。大変な任務であります。田布施の首長として御活躍を期待しております。

それでは、質問始めますが、質問形式は一問一答式で、答弁者は町長にお願いします。

第1問は、豊かな町づくりの計画についてであります。

第5次基本計画の中の豊かで活力のある町づくりについて、東町政としての実施計画を具体的にお示し願いたい。

1番目は、農業振興についてであります。これは、長信町政からの引き継ぎであります。圃場整備の推進と引き継ぎで圃場整備の推進と思いますが、これからの期間や内容、規模等についてお答え願いたい。

2番目は、水産業振興についてであります。

3番目は、工業、商業、サービス業、観光の振興についてであります。工業については、現在、具体的な企業誘致があるかどうか、あればお答え願いたい。商業、サービス業、観光の振興についても具体的な計画があれば、お尋ねします。

最後の項になりますが、交通の利便性向上やその他について、現在、推進計画があればお尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

私が町長に就任して4カ月が経過しました。

私は、「第5次田布施町総合計画」及び「まち・ひと・しごと総合戦略」について、副町長として作成にかかわってまいりました。

総合計画につきましては、平成23年度から32年度までの10年間の計画で、現在、後期計画を2年残す状況となっております。

また、実施計画は3年ごとのローリング方式として、毎年度見直しをしており、私といたしましては、これを基本に諸施策を展開し、計画で決められております施策を着実に推進したいと思っております。

それでは、1点目の農業振興について申し上げます。

現在、大規模プロジェクトとして、国営農地再編緊急整備事業が実施されております。

このため、事業完了後の新たな農業構造に対応すべき施策を円滑に展開できるように、本町の農業・農村の現状及び将来を見据えて作成した、「田布施町農村振興基本計画」や「南周防アクションプラン」のもと、農地の保全と生産基盤の整備、担い手の確保・育成、経営の安定化等を推進しているところですが、課題も多く、ここ一、二年が勝負の時と考えております。

2点目の水産業の振興については、山口県光・熊本地区栽培漁業協会と連携し、つくり育てる漁業の推進、県事業による人工魚礁の設置等による生産基盤の整備、経営の安定化、担い手の確保や、漁港施設の老朽化対策事業を計画的に実施したいと思っております。

また、防災対策として、海岸保全事業の早期完了を目指してまいります。

3点目の工業、商業、サービス業、観光の振興についてですが、中小企業の振興対策として、県、商工会、周南地区地場産業振興センター等との密接な連携により、経営の近代化、情報化及び経営基盤の強化を推進し、雇用の安定・勤労者福祉の充実、企業誘致の推進に取り組んでおります。

企業は、深刻な人材不足に直面しており、設備投資による生産性向上が喫緊の課題とされていることから、「生産性向上特別措置法」の制度により、中小企業の生産性向上を新たに後押しすることと

しております。

商業、サービス業の振興として、商工会、観光協会等、関係機関と連携し魅力ある商業集積地の形成に努めたいと考えております。中でも、私は、これまで手がつけられてきませんでした駅前を何とか活性化させる方法を検討したいと考えております。

観光につきましては、田布施町観光協会の体制の強化や、桜まつり等の既存イベントの充実を図るとともに、県、近隣市町との広域的な連携のもと、新たな発想に立った観光事業を進めたいと思っております。

4点目の交通の利便性の向上についてでございますが、初めに、国道188号線関係ですが、周南道路建設同盟会や東部高速交通体系整備促進協議会を通じて、「周南市から田布施町」、「岩国市から柳井方面」の改良工事の要望を国土交通省へ行っております。

また、今年度、別府地区の国道188号線の歩道設置工事も終了し、現在、鳥越地区付近の歩道設置を要望しております。

次に、県道関係でございますが、現在、整備中の5路線につき、引き続き改良工事の要望を県に行っております。

また、農免農道波野・川西間は、一部区間で工事が残るものの、おおむね工事を終える予定と聞いております。

次に、町道関係でございますが、主な施工箇所は豆尾踏切拡幅関連、町道上ゲ西線及び町道友石線でございます。

豆尾踏切拡幅関連につきましては、今年、建物補償、用地買収を一部行っており、引き続き、新年度以降も行う予定でございます。

最後に5点目のその他の一つとして、地域情報化の推進がございます。

町の情報発信力強化を目的に、平成27年度にホームページのリニューアルや田布施倶楽部事業でのフェイスブックの活用、中学生映像制作ワークショップ等で作成した動画をYouTubeで配信する取り組み等を実施しており、引き続き、これらの活用を積極的に行い、情報発信に取り組んでまいります。

また、情報通信網の整備としては、光ファイバー網の拡大を目指して、平成24年度にNTT西日本による田布施局での光ファイバーサービスの開始以来、田布施南局開設に500万円の補助、田布施局・田布施南局でのサービスエリア拡大のために、当時の地方創生先行型の交付金を1,900万円活用してエリア拡大を行っております。

今後も、光ファイバー網の拡充を目指していくとともに、財政状況を踏まえつつ、いろんな方法を調査・研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番目であります。現在続けております、ほ場整備事業これは最終期間、39年だったかと思っておりますが、期間はいつまでか、それから総工費は幾らぐらいまでになるのか、それと、その中で町の負担は幾らか、この3点についてお答え願います。

○議長（瀬石 公夫議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、国営事業、今年度、計画変更がやっております。法的手続きが終わって今年度中には確定すると思われれます。その辺、今後の工期につきましては、今のところ平成39年度完成の予定をしております。

で、事業費につきましては、南周防全体で260億円、そのうち本町が負担するのは、これちょっと、また、次の予算審査のときに正確には言わせてもらいますが、約5億7,000万円ぐらいになると思われれます。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） これが完成すればすばらしい田んぼができ上がるわけですが、一つは、これができて活用されないということにならないように、活用できるような施策もしっかり考えていただきたいと、そのように思いますしこの中で田布施町は、財政は非常に厳しい、ワーストから数えて3番目ですか、そういうことですが、ここに町からの持ち出し5億円ということになっておりますけど、この金額を持ち出しても財政に影響ないという形は考えておられると思いますが、その点について再度お答え願います。

○議長（瀬石 公夫議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 本定例会のほうでこの本営圃場整備事業の負担金にかかわる基金の積み立てについてを議案として上程しておりますので、そのときにまた説明もさせていただきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） わかりました。

それでは、2番目の水産振興についてであります。

実は私、自分の健康を考えて夏に1回だけは海に入るんです。実は、梶取岬から桜川の河口まで、ずうっと泳いで、そして、潮をかぶれば身体が健康になるということで、それで上がるんですがね、去年、一昨年も泳ぎましたんですが、これで私、懸念しとるのは、今までは結構、岩にもきれいな藻、美しい海だったんですが、美しいまではいきませんが、結構岩にはアオサがついたりなんかしておりますけど、こうしてずうっと行きますと、今は、潜ったとき、そのときは悪いんかもわかりませんが、ヘドロなんですね、岩に。

ここまで、梶取岬の近くのほうまで、こういうふうには汚れとるかなと、これ、もう今年からは泳ぐっていう、もう水質の関係でちょっと無理かなと、いうふうに思っただけです。ということは、この水産の部分で、今までは魚がおりますけど、こういう汚れた海では魚もいなくなると。

これは、田布施町の麻里府海岸だけでなく、平生町も柳井も光も、いずれ海水汚染が問題になってくると、そういうふうに思います。今から、やはり、こうして1市4町の話合いがあったりなんかしましてもですね、この水質というのは魚がすめるように、お互いにこれ、汚しとるのは人間と思います。

生活排水から何からあると思っておりますけど、こういうことについて、積極的に改善できるような働きかけを、ぜひ、お願いしたいということで、この2番目を上げております。

この点について、簡単に答弁をお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 水質につきましては、いろんな海水も検査しておりますが、異常が出てきているというには思っておりません。しかし、やっぱり、豪雨災害というんでしょうか。台風等で九州等からの流木等もすごい来たときもございまして、昨年の状況から言いますと土砂の流れ込みが開発等で多いということで、沖縄のほうもそうかもわかりませんが、海水自体はそうはないと思うんですが、どうしても土砂というのは海に流れ込んでしまいますので、その辺を環境的にどうするかというのは、また協議会等で御相談してみたいと思っておりますが、土砂等によるものというのは、なかなか難しいかなという気がいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） 私はどちらかというと、海で育った人間ですので実際に潜ってみまして非常に環境汚染が、水質汚染が進んどるということを御報告しておきます。

それから、次でございまして、工業、商業、サービス、観光振興ということについて、先ほど町長が、駅前整備はするんだと、いうことを発言していただきました。

私も、これは、駅前というのは、前にも一般質問しましたけど、田布施町の玄関であります。玄関を出て、あすこのJRトイレに行きましても紙のない、清掃が完全にできるとは思いません。だから、これは観光協会が交渉するのか、行政が交渉するのか、そこのところは別にしましても、JRのほうと積極的に交渉して、やはり、まず、家庭でもトイレの清掃、これは大事なことはないかと思えます。

だから、JRにしっかり、これ、物申して、駅のトイレ、そして、今度、あれは、紙を置いたら経費がなくなるということになるんか、とられるというのか、わかりませんが、トイレの紙ぐらいはあってもいいんじゃないかというふうに思っています。

それと、これは、以前は、駅前は結構整備されておりましたですよ。ライオンズクラブも動いたりなんかしまして、整備を、椅子を置いたり、傘も置いたこともあると思えますけど、整備されておりました、そして、今度、あと新町の商店街ですか、こちらがだんだん寂れておるといったことだったんですが、今は、駅前は寂れております。

これは、やはり今の、観光協会、それから商工会にも動いていただいて、行政と商工会、そして、観光協会、これが一体となって推進していただきたいと。

もう一つつけ加えますと、この3者で具体的な会合というのは年に何回ぐらい行われておるのか、全く行われていないのか、やはり、そこのところちょっとお尋ねして、それと今後の、会合を行っておられないのであれば今後どういうふうにしていくか、そこの考え方も述べていただけたらありがたいんですが。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今お尋ねの、町と商工会と観光協会とか、そういったので会合というのは持ってはおらんと思えます。

町と観光協会、町と商工会とかいうことになろうかと思えます。

私が駅前のことを申し上げましたのは、私が具体的にこうしようかという案を持っているわけじゃございませんで、商工会とか一本松、新町の方とか、いろんなお力をおかりする中で、何とかとりあえず、きっかけになるようなものができれば、町として支援がどういうふうに行えるか、考えたいなというふうに思っておりますので、また議員の皆さん方からも、こういう案があるよというのがあったら言っていただけたらと思えます。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） ぜひ、前向きに行動していただきたいと、そのように思います。

それでは、次の質問に移ります。2問目は、水道料金の引き下げについてであります。

第5次総合計画の「快適な生活環境のまち」、これで第4節に上水道の安定供給を掲げております。現在は、柳井広域水道と田布施平生水道企業団と2つの水源を確保しており、水不足の心配は全くないと思っております。今は水道料金の引き下げが急務であり、大きな課題であると、そのように思っております。

この水道料金の引き下げは、東町政の最重要課題として取り組んでいただきたい。田布施町だけで根本的な解決はできない、そのように私も思っております。

が、平成30年10月6日の地方新聞に掲載されておりますが、水道事業改革について、柳井管内の2市4町が結束してやろうということで、これ新聞にも1市4町の首長さん方の写真も載っております。やっと動き出したというふうな状況であります。

地元の国会議員さんも、衆議院さん、参議院議員の先生もおられます。国会議員の方にも動いていただきまして、県の水道局や県知事と積極的な交渉をお願いしたい。

柳井管内の水道料金は、山口県内で一番高い料金であります。20立方メートル使用した場合の1カ月当たりの料金は、田布施町は4,622円、県内で一番安い下松市が1,505円です。本町は下松市や周南市、これの約3倍の水道料金であります。

工業用水に至っては、本町は1立方メートル当たり200円ですが、他の工業用水の高い市町でも高いところで45円です。下松市や岩国市は15円から25円です。1桁違うわけです。

この水道料金の引き下げは田布施町として最重要課題と、そのように思いますが、東町長、どのように考えておられるか、それに対する行動計画並びに町長の決意をお尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

今、非常に具体的に申されましたが、事実でございまして、否定するわけでもございませんけども、高いには高いなりの経緯があったということは皆さん御承知のとおりかと思えます。それをどうするかというのが、行政の方針であろうと思えます。

これは、柳井地域における長年の慢性的な水不足解消するために、柳井地域広域水道事業団を設置し、広島県境からの遠距離導水により、多額の施設整備費を要したことは御承知のとおりと思えます。一方、慢性的な水が足りないという状態は解消されたのも事実でございまして。

また本町の上水道事業を担う田布施・平生水道企業団は、受水費や河川改修時の設備整備に係る企業債償還などにより厳しい経営が続いております。

田布施・平生水道企業団及び柳井地域広域水道企業団においては、管理業務の民間委託などそれぞれ経営の効率化に努めてきたところではございますが、それぞれ構造的な要因を抱え、一朝一夕に水道料金の低減を図ることは困難な状況でございました。

このような状況に対応するため、平成29年度に柳井地域水道事業広域化検討委員会が設置され、料金徴収や指定業者の取り扱いなど事務統合の検討、県に対する補助制度の要請、水道災害相互応援協定の締結など、広域化に向けての取り組みが実施されてきたところです。

私としましては、今後も構成団体と連携しながら、引き続き、広域化に向けての取り組みをしっかりと検討してまいりたいと思えます。

また、県に対しましても、現在の補助制度を維持していただけるようお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） 今日はもう少し詳しく調べてきましたんですが、現在の基本料金、この4,622円、これと工業用水1立方メートル当たり200円ですが、この現在の料金を、これは水道には、大口、小口とありますが、20%減額すると、次の高いところですね、田布施町の次の高いところ、これが宇部市が3,053円、下関市が3,034円、これに近づき、概算ではあります3,282円、この数字に3,000円に近づいてまいります。

これを、もし、一般会計から繰り入れるということになれば、財政にも関係しますが、4,500万円の年間の持ち出し、田布施町、平生町も4,500万円の持ち出しということで、大体3,282円という概算になります。

これが現状の料金が高騰するということになれば、こういう一般会計からの持ち出しも検討する必要があるのではないかとということで、厳しい質問になりますけどいたしました。

また、柳井広域、だから実際に今、田布施・平生水道企業団一本でも、水不足はありません。それから、柳井地域広域水道だけでも水不足になるということはありません。そういうふうに私は判断しております。

そうしますと、柳井広域を脱退すると、極端な言い方しますと、田布施・平生水道企業団一本にした場合には、今の水道料金は2分の1になります。

また、柳井広域一本にするという方法もあります。というのは、1つのエンジンで今は済むと、前は水不足であったけど、今は1つのエンジンで済むと、それを2つのエンジンをつけるというところに大きな無駄があるわけでありまして。

この点については大変厳しい質問しております、お願いもしておりますけど、これは、先ほど言いましたように、田布施町長だけで解決できる問題でもないでしょうが、これは避けて通れない問題だと、最重要課題として取り組んでいただきたい、そのように考えます。

一言、お答えいただいて、もう一回私が水道関係の分で質問して、次に行きます。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今おっしゃいましたような、工業用水とか、そういうものへの試算というのは確かにそういう意見があるのも、私も企業長になりましてまだ4ヵ月でございますので、わかりませんが、よくわかりませんので、毎週のように職員を呼んで聞いておりますが、そういう話があるのも事実でございます。

まあ、一方、水道というのは厄介な話で、ローマ時代から同じような、本当に原始的な、高いところから低いところへとしか水は来ませんので、電気のように4G、5G ということで、解決できないという問題がございまして、問題は、今、企業債をかなり抱えておりますが、これは減少してまいります。

ここの田布施川の改修の関係でもう全部移設したということで多額の企業債を抱えて経営しておりますので、なかなか私が経営者でも無理だと思います。しかし、それなりの事情があったわけで、そういった企業債は、今、償還が進んできておりますので、もう何年かすれば落ちてまいります。その分で引き下げができるという意見を言う職員もおります。

しかし、更新をしなきゃいけないと言う職員もおります。

ですから、老朽化をしておりますので、今、これを存続するのか、存続しないのか、先ほどおっしゃいましたように柳井広域一本にして、もうここの上水場やめるのか、いろんな意見がございしますが、それぞれシミュレーションしてアセッチマネジメントに、ものを全部立てて、いずれかは判断しなきゃいけないと思っておりますが、まだ若干、やめるのは、ちょっと検討させていただかないと、なかなか一つは大島の件がございました。大島は今、ボーリングを掘っておられます。何千万円かけて、あすこはもう浄水場全部やめられて、柳井市も一切ありません。

ですから、あるのは、田布施と平生だけのここの浄水場だけなんです。ですから、柳井広域で合併しますと、「ここ廃止せい」という話に必ずなるわけです。そうすると、じゃ手放していいという方と、いや、手放すべきでないという方が、今までそうはなかったんですが、大島のあの水がなくなるということが、うちの場合で考えますと、広島から水が来ないと、これはもう4、5年来ないと思ったほうが良いような気がしますので、そうすると、この柳井地域というのは消滅してしまうようなリスクもありますので、その水を供給していく立場からすると、その辺のやっぱり今の水利権なり田布施川で持っている地下水の利用権というのをわざわざ手放す時期じゃないかなという気もいたします。

一方、また、経営上の単価上からいくと立米60円か70円ぐらい赤字になっておりますんで、それをどういうふうにやっていくんかというのは、まあ、平生と田布施と柳井、構成団体で話をしませんと、なかなか解決しにくい問題でございますので、なかなか一般質問でちょっとこうすればというのが、申しわけございません、持ち合わせておりませんので、今、企業団の中でも平生、田布施でも勉強会つくって一生懸命やっておりますので、もう少し時間いただけたらと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） 非常に難しい、これ質問しておりますけど、これはすぐ解決できる問題ではないと思いますけど、これは田布施町民のためにも田布施のためにも避けて通れる問題ではないというふうに思いますので、お互いに頑張っていきたいと思います。

若い者が定住するために働く場所を確保して企業誘致を考えておられると思います。

先ほど1番目に企業誘致のことも質問しましたが、この水道事業の改革、水道料金の引き下げが実現して、初めて企業誘致が実現可能となり、豊かな町づくりについても一歩も二歩も前進すると考えております。

大変でしょうけど、頑張ってくださいたい。しっかり私たちも応援いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、3問目、自然災害に備えて。最後の質問になります。

今日は、「3・11」、8年前に東日本大震災があった日です。

実は、昨日、麻里府の公民館で東日本大震災のビデオ上映と自然災害についての研修会をいたしました。この世のものとも思えない映像を見させていただきました。改めて自然災害の脅威を感じております。

いつも想定外の被害が起こるということを念頭に訓練を重ねていかなければならないと、そのように思っているところであります。

早速、自然災害の新聞の切り抜きを調べてみますと、2012年、平成24年ですね、毎日新聞の一面に「南海トラフ地震、死者想定32万人」という、一面に掲載、また、今年も、先月2月27日の中国新聞に30年以内にマグネチュード7強のおそれ、西日本側は8.6から9の津波地震とある。

本町庁舎の耐震補強工事も完成に近づいてまいりました。自然災害に対する避難場所の再確認や避難行動、定期的な避難訓練が必要だと現在痛感しているところであります。

3つありますが、1つは、避難場所の住民への徹底や収容能力の再確認はできているか、2番、地域の独居老人、障害者の定期的な確認や救助方法は適当か、3番、東南海地震への対応や定期的な訓練は必要と思うが、いかがか、この3点お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目は、避難場所の住民への徹底や収容能力は確認できているかというお尋ねでございます。

避難場所については、「防災やまぐち」や「ヤフージャパン」のホームページ、ハザードマップへの記載、自治会長集会などでお知らせをしております。

また、地域の自主防災会や自治会においても、独自に避難場所や避難経路を地図上にプロットされ積極的に周知に取り組んでおられるところもございます。

その他、NTT西日本の「防災タウンページ」にも町内の避難場所の掲載をお願いしており、今月中にも全戸配付するとの連絡をいただいております。

続いて、避難所の収容能力は確認できているかのお尋ねでございますが、町内全域の「指定緊急避難所」は、33カ所ございます。33カ所ある避難所の収容人数を地区人口で割ってみますと、城南地区で収容可能な割合は22%、西田布施は82%、東田布施は25%、麻郷が16%、麻里府が39%となっております。

なお、大規模な災害により収容できない避難者が発生した場合の対応でございますが、現在、小・中・高校の避難所は、体育館のみを指定しておりますが、最悪の場合、避難者が多い場合は、普通教室も含めて開放をお願いすることとしたいと思っております。

また、町内にあるさまざまな施設もお借りすることも想定しております。

また、あわせて田布施町地域防災計画の避難計画では、広域一時避難として、「町長は、被災地区の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県における広域一時滞在について県に要請する」とされております。

2点目は、地域の独居老人、障害者の救助方法についてですが、社会福祉協議会が行う高齢者実態調査により把握しており、障害者については手帳所持者の情報を町が把握しております。

その中で、特に災害時に避難に支援が必要な方については、「避難行動要支援者登録」を行っていただくことにより、町の関係部署や、社会福祉協議会、民生委員、自治会、自主防災組織などの各地域の支援団体と情報共有がなされます。

加えて、緊急時の情報伝達や、避難支援者をあらかじめ決めておくなど、避難支援プランを作成す

ることで迅速な避難体制づくりができると考えております。

また、避難に当たり、重度の障害をお持ちの方など、特別な配慮を要する方につきましては、西田布施公民館など福祉避難所に避難していただくよう関係機関と調整をとることとしております。

なお、避難行動要支援の登録申請の多くは、地域の民生委員や、介護・障害福祉にかかわる事業者の勧めにより行われておりますが、今後も本制度の周知に努め、一人でも多くの方の安全が確保できるよう取り組んでまいります。

3点目は、東南海地震への対応や定期的な訓練についてですが、東南海地震だけでなく、あらゆる大規模災害発生時に迅速かつ確かな行動をとる必要があります。そのため、町、防災関係機関、町民それぞれが発災時にとるべき行動を想定した実践的訓練が重要となってまいります。

町では、毎年、防災訓練を実施しておりますが、今年1月には、被災者支援窓口の開設訓練の一環として、大規模災害により庁舎の電源が完全喪失したことを想定し、自家用発電機による住民基本台帳及び家屋情報等のデータを抽出するダウンリカバリーシステムの設置・稼働訓練を西田布施公民館で実施いたしました。

また、ことし6月23日の日曜日には、職員の防災意識の高揚と防災関係機関との連携強化を図る目的で「TAIKO スポーツセンター田布施」において、防災関係機関と連携した、避難所の開設・運営訓練や被災者支援窓口の開設訓練等を実施する予定にしております。

今後のさらなる訓練については、田布施町消防団の訓練内容の醸成を図ることや、域住民による地域安全活動の中核となる「自主防災組織」が行う防災訓練に町及び防災関連機関が積極的にかかわる体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

以上、御質問にお答えいたしました。近年、大規模災害が多発し、大きな被害が発生しています。災害は、いつ起こるかわかりません。

防災・危機管理で重要なことの1つは、「災害対策本部の設置など災害応急体制の早期確立」、2つ目は、「空振りを恐れない避難勧告等の早期発令・伝達」、3つ目は、「住民への自発的な避難行動の周知」、4つ目は、「避難訓練等を通じた災害対応能力の向上」です。

この4つを基本に、今後起こり得るであろう災害に備えてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） 詳しい説明をいただきました。

最後になりますが、私も麻里府の海岸におりますので、津波地震が来たときに回りを見渡して、実際にきのう、想定外の災害というのを目の当たりにしましたものですから、海岸線の人口もちょっと調べてみました。

浜城、戎ヶ下に尾津東、尾津中、尾津西、この人口は693名、約700名です。そして、さあ、どこに逃げるかな、麻里府公民館は、海のそばで、これは対応できます。そしたら、すぐ行くとしたら、今度新しくできた浜城の防災センターですが、ここへということになりますと、収容能力と今の700人弱の人間考えたときに対応できないとかいうふうに考えました。

答弁は要りませんが、いろいろこういうことを想定する中で、実際に一番効果的なのは、定期的な避難訓練、そん中で問題点も抽出できるんじゃないかと思っておりますので、いつ災害が起こるか地震が起こるかわからない状況でありますので、そういうことを想定しながら、定期的な訓練なり、そん中からまた問題点を抽出して、よりよい避難ができるようお願いしたいと思います。

私の質問、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、石田修一議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。3時35分まで。ちょっと、ここで一般質問が終わりだったので、一応、仕切らせてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

午後 3 時 2 5 分休憩

午後 3 時 3 5 分再開

日程第 5. 議案第 2 号

日程第 6. 議案第 3 号

日程第 7. 議案第 4 号

日程第 8. 議案第 5 号

日程第 9. 議案第 6 号

日程第 10. 議案第 7 号

日程第 11. 議案第 8 号

日程第 12. 議案第 9 号

日程第 13. 議案第 10 号

日程第 14. 議案第 11 号

日程第 15. 議案第 12 号

日程第 16. 議案第 13 号

日程第 17. 議案第 14 号

日程第 18. 議案第 15 号

日程第 19. 議案第 16 号

日程第 20. 議案第 17 号

日程第 21. 議案第 18 号

日程第 22. 議案第 19 号

日程第 23. 議案第 20 号

日程第 24. 議案第 21 号

日程第 25. 議案第 22 号

日程第 26. 議案第 23 号

日程第 27. 議案第 24 号

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、定刻になりましたので、日程第 5、議案第 2 号平成 31 年度田布施町一般会計予算議定について、日程第 27、議案第 24 号山口県市町総合事務組合の財産処分についてまで、23 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました 23 議案の概要について御説明を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、平成 31 年度の行財政運営全般にわたる私の所信の一端を申し上げます。

私にとって本年度は、町長としての出発ともいえる年度であり、その重責に改めて身の引き締まる思いであります。

第 5 次田布施町総合計画に掲げる「笑顔と元気あふれる住みよいまち」を目指しまして、町民の皆様が住みなれた地域で、健康で生き生きと暮らせる「明日の田布施」をつくっていかうという使命感を持って、各種施策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

さて、日本社会が直面する人口減少・少子高齢化の課題を解決するため、国は、幼児教育の無償化などの施策を打ち出しています。

本町としても、持続可能な社会基盤づくりのため、小学校 3 年生までとしていた子ども医療の対象年齢を 6 年生まで拡大するとともに、子育て世代包括支援センター体制の整備や子育て住まいる支援事

業など、子育て世代の支援を充実させ、地方創生を推進する経費を予算計上しております。

また、町民皆様の安全・安心のため、田布施南地域防災センター駐車場等の整備や救急安心センターの共同運営経費を予算計上し、税の公平性を確保するため固定資産税等に係る画地認定調査等の経費、公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した城南住宅の建てかえに伴う実施設計の経費、さらに、国営ほ場整備事業の推進体制強化や農業の担い手の確保・育成に係る予算等を計上しております。

○議長（瀬石 公夫議員） ちょっと休憩して、情報をちょっと総務課と確認して。

午後 3 時 3 7 分休憩

.....

午後 3 時 3 7 分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

○町長（東 浩二君） 本町の財政状況は、年々改善しているとはいえ、今年度を実施した庁舎の耐震改修等整備事業による起債発行や中学校大規模改修事業などの大型事業を抱えております。

これまでの財政健全化の歩みをとめることなく取り組んでまいり所存であり、今年度におきましても、プライマリーバランスの黒字を維持し、一般会計におきまして、基金の積立残高を増額させた予算としております。

これからの町政が円滑に推進され、所期の目的が達成されるよう、誠心誠意、町政運営に当たってまいります。

議会におかれましては、本年度も、お力添え、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案の概要について、御説明申し上げます。

議案第 2 号は、平成 3 1 年度田布施町一般会計当初予算であります。

予算総額は 5 7 億 2, 4 0 0 万円で、前年度当初予算に比べ 4. 8 ポイント、2 億 8, 9 0 0 万円の減額であります。

まず、歳入について主なものを説明いたします。

町税は、個人町民税、法人町民税等についての増収を見込み、前年度に比べ 3, 2 0 5 万 5, 0 0 0 円の増額となる 1 7 億 3, 0 0 6 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

地方消費税交付金は、消費増税等を見込んで、前年度に比べ 2, 5 0 0 万円の増額となる 2 億 5, 5 0 0 万円を計上しております。

また、消費増税により、自動車取得税交付金が廃止され、新たに創設される環境性能割交付金を計上しております。

地方特例交付金は、幼児教育の無償化等に係る国庫負担分が交付されるため、前年度に比べ 2, 3 0 0 万円増額の 3, 1 0 0 万円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画の動向等により、普通交付税を前年度に比べ 4, 0 0 0 万円増額し、全体で 1 9 億 5 0 0 万円を計上しております。

分担金・負担金は、幼児教育の無償化による法人保育園保育料の減額などを見込み、前年度に比べ 2, 6 2 3 万円の減額となる 5, 1 9 9 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

国庫支出金は、プレミアム付商品券事業などにより、前年度に比べ 1, 9 2 6 万 7, 0 0 0 円の増額となる 6 億 7, 7 3 8 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

県支出金は、障害者自立支援事業に係る介護・訓練等給付費の増額などを見込み、前年度に比べ 2, 2 8 8 万 5, 0 0 0 円の増額となる 4 億 3, 5 4 8 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

繰入金は、前年度は庁舎耐震改修等事業に充てるため、公共施設整備基金からの繰入金を計上したことなどから、前年度に比べ 6, 5 0 0 万円減額し、1, 5 0 0 万円を計上しております。

諸収入は、8, 3 5 4 万 6, 0 0 0 円の計上で、前年度に比べ 3, 4 8 3 万 2, 0 0 0 円の減額となっております。これは、前年度は旧熊南環境衛生組合第 2 工場の解体のため、熊南総合事務組合から費用

の受け入れがあったことによるものです。

町債は、前年度は庁舎耐震改修等事業の計上があったため、前年度に比べ3億3,009万4,000円の減額となる3億5,060万6,000円を計上しております。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

まず人件費は、県議会議員選挙、参議院議員選挙が行われることなどから、前年度より1,493万3,000円増額して計上しております。

総務費は、前年度は庁舎耐震改修等事業の計上があったため、前年度に比べ2億4,180万9,000円の減額となる7億6,788万1,000円を計上しております。

民生費は、障害者自立支援事業に係る介護・訓練等給付費の増額見込みやプレミアム付商品券事業などにより、前年度に比べ8,870万4,000円の増額となる19億2,736万4,000円の計上であります。

衛生費は、前年度は旧熊南環境衛生組合第2工場の解体に係る周東環境衛生組合への負担金があったため、前年度に比べ3,862万2,000円の減額となる4億3,846万6,000円の計上であります。

農林水産業費につきましては、前年度に比べ2,910万3,000円の減額となっております。これは、尾津漁港水産物供給基盤機能保全事業の減額などによるものであります。

土木費であります。前年度は麻郷団地外壁等改修事業の計上があったため、前年度に比べ5,642万9,000円の減額となる6億8,703万4,000円を計上しております。

消防費は、光地区消防組合運営負担金の増額や地域防災センターの駐車場等整備事業などにより、前年度に比べ2,366万9,000円の増額となる2億8,897万4,000円を計上しております。

議案第3号から議案第6号までは、特別会計の当初予算であります。

まず、議案第3号の国民健康保険特別会計であります。退職被保険者等療養費給付費の減額を見込み、全体としては、前年度に比べ90万7,000円の減額となる19億3,035万3,000円を計上しております。

なお、基金繰入金として4,700万円を計上しております。

次に、議案第4号の下水道事業特別会計であります。前年度に比べ3,212万8,000円の増額となる9億2,399万8,000円を計上しております。

本年度の主な事業として、旭・高塔地区、砂田地区の污水管渠整備事業や、中央雨水幹線1号幹線や浜城地区の雨水管渠整備事業などがあります。

議案第5号の介護保険特別会計であります。居宅介護サービス給付の減額等により、前年度に比べ1,092万5,000円の減額となる16億7,384万円を計上しております。

議案第6号の後期高齢者医療特別会計であります。後期高齢者医療保険料負担金の増額等により、前年度に比べ382万7,000円の増額となる2億8,971万円を計上しております。

議案第7号から議案第11号までは、平成30年度の各会計に係る補正予算に関するものであり、歳入財源の確定見込み及び各事業の最終見込み、また、国の補正予算に伴う事業の追加計上等により所要の補正を行うものであります。

議案第7号は一般会計補正予算であり、2億7,901万5,000円を増額補正し、予算総額を66億2,856万8,000円とするものであります。

まず、歳入についてですが、町税は、法人町民税及び固定資産税の増収見込み等により、2,710万円の増額補正としております。

地方交付税につきましては、国の補正予算に伴い、追加交付があったことから、322万円の増額補正です。

分担金及び負担金は、小規模治山事業に係る分担金の減額等を見込み、308万6,000円の減額補正です。

国庫支出金は、国の補正予算に伴い、地方創生拠点整備交付金 6,886万1,000円、冷房設備対応臨時特例交付金 1,791万5,000円を計上し、また、確定見込みにより児童手当交付金を 3,318万7,000円減額補正したことなどにより、全体では3,321万1,000円の増額補正としております。

県支出金につきましては、1,759万6,000円の減額補正であり、児童手当交付金や小規模治山事業補助金の確定見込み等によるものです。

町債は、国の補正予算に伴い、地方創生拠点施設整備事業債 6,140万円、義務教育施設整備事業債 2億3,870万円を計上したことなどにより、2億5,590万円の増額補正としております。

また、各事業費の見込みにより財源不足額が縮小する見込みとなったため、公共施設整備基金からの繰入金金を 2,000万円減額しております。

次に歳出ですが、まず総務費につきましては、国の補正予算に伴い、地方創生拠点施設整備事業 1億2,102万2,000円を計上したことから、全体で1億3,675万2,000円の大幅な増額補正としております。

民生費は、児童手当を 4,716万5,000円減額するなど、事業費見込み等により、5,182万7,000円の減額補正であります。

農林水産業費は、農業水利施設整備に係る県事業負担金や小規模治山事業の事業費見込み等により、4,042万8,000円の減額補正です。

土木費についても、道路新設改良事業や麻郷団地外壁等改修事業の事業費見込み等により、1,275万7,000円の減額補正です。

教育費は、国の補正予算に伴い、小学校空調設備整備事業 2億5,662万1,000円を計上したため、全体で2億5,673万5,000円の大幅な増額補正としております。

議案第8号から議案第11号までは、特別会計に関するもので、いずれも事業内容の確定または見込み額に伴い所要の補正を行うものであります。

なお、繰越明許費を計上しておりますので御説明いたします。

まず、一般会計の繰越明許費であります。池沼埋立事業 376万9,000円、地方創生拠点整備交付金事業 1億2,102万2,000円、子ども医療費助成システム改修事業 106万8,000円、小行司特産加工センター周辺整備事業 400万2,000円、ため池緊急防災体制整備促進事業 499万9,000円、小規模治山事業 1,798万円、尾津漁港水産物供給基盤機能保全事業 4,075万1,000円、橋梁長寿命化計画策定事業 734万4,000円、町道補修事業 2,514万2,000円、町道新設改良事業 5,830万8,000円、平田川河川改修事業 96万1,000円、用途地域見直し事業 468万円、町営砂田住宅跡地整理事業 469万5,000円、小学校空調整備事業 2億5,662万1,000円の14事業、合わせて5億5,134万2,000円を計上しております。

次に、下水道事業特別会計の繰越明許費につきましては、公共下水道事業 7,534万7,000円、由免地区コンクリート舗装事業 164万3,000円の2事業、合わせて7,699万円を計上しております。

以上が、予算関係議案についてであり、引き続き、条例その他の案件について御説明申し上げます。

議案第12号は、田布施町課設置条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、組織機能の強化を図るため、平成31年4月1日に総務企画課を分割し、総務課及び企画財政課を設置することに伴い、課設置条例を初めとした関連条例を一括改正するものでございます。

次に、議案第13号と議案第14号は、基金条例の制定についてであります。

まず、議案第13号は、田布施町国営農地再編整備事業負担金支払基金条例の制定についてであります。

本案は、国営農地再編整備事業が平成39年度（2027年度）末で完了する予定であるため、その

翌年度から本町が支払うことになる負担金の財源に充てることを目的として、基金を制定しようとするものでございます。

次に、議案第14号は、田布施町森林環境基金条例の制定についてであります。

本案は、森林環境税とこれを森林の整備等に使う森林環境譲与税が創設され、課税に先行して31年度から譲与税が開始されることに伴い、基金を設置しようとするものでございます。

森林環境譲与税の用途については、間伐等の森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないこととされていることから、今後「新たな森林管理システム」を構築し、システムを円滑に機能させるための財源に充てることを目的に、基金を設置するものでございます。

議案第15号は、田布施町個人情報保護条例の一部改正についてであります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義に本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴など、その他の取り扱いに特に配慮を要するものとして要配慮個人情報を追加定義し、その他、法律に合わせて所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第16号から議案第18号までの3件は、人事院勧告及び山口県人事委員会勧告に準じて実施する特別職及び一般職の給与改定等に伴う条例改正であります。

まず、議案第16号は、町長等の給与に関する条例の一部改正についてであります。

昨年の12月議会において、町長等及び町議会議員の期末手当の年間支給割合を国に準じて3.35月分とする改正を行いました。今回の改正内容は、国に準じて、平成31年度分から、6月期と12月期の期末手当の支給割合を同じにしようとするものでございます。

次に、議案第17号は、田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてであります。

改正内容は、議案第16号と同じく、期末手当支給割合の改定であります。

次に、議案第18号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

昨年の12月議会で、山口県人事委員会勧告に準じ、給料表については平均で0.2%引き上げ、勤勉手当支給率を年間0.1月分引き上げて期末勤勉手当の支給割合を年間4.4月分としたところでございます。

今回の改正内容は、給料表については、県に準じ、平成31年4月1日に国準抛の給料表に改定し、経過措置として当分の間、現給保障を行うとともに、平成27年4月の県給料表への移行に伴い実施した平成28年1月及び平成29年1月昇給におけるおのおの1号給の昇給抑制措置分を平成31年4月1日に回復させようとするものでございます。

また、期末手当支給率については、町長等特別職と同様に、平成31年度分から6月期と12月期の期末手当支給割合を同じにしようとするものでございます。

議案第19号は、田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

本案は、町の附属機関の委員等で、非常勤職員の職を兼ねることとなる、常勤職員に対して、その非常勤職員の職として受けるべき報酬は支給しないことと明記するために、所要の改正を行うものでございます。

議案第20号は、田布施町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

本案は、従来要綱により設置されている田布施町子ども・子育て会議を平成31年度から条例で定める町の附属機関とするものでございます。

議案第21号は、田布施町介護保険条例の一部改正についてであります。

国は、消費税率の引き上げを予定していますが、このことによる経済的影響を平準化する取り組みを進めており、介護保険料に関しましても、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、低所得者の第1号保険料の軽減を強化し、負担の緩和を図ることとされました。

改正内容としましては、生活保護世帯や非課税世帯で年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万

円以下の介護保険料第1段階を3万1,680円から2万6,400円に、同じく80万円を超え120万円以下の第2段階を5万2,800円から4万4,000円に、同じく120万円を超える第3段階を52,800円から51,040円に改めるものであります。

議案第22号は、議決事項の一部変更についてであります。

本案は、中央雨水1号幹線(基8工区)管渠築造工事における工事請負契約の一部変更について、議会の議決をお願いするものであります。

変更内容は、平成30年第4回定例会において議決を経た、議案第52号の「工事請負契約の締結について」のうち、契約の金額「8,005万6,317円」を「8,075万5,920円」に変更するものでございます。

変更内容といたしましては、地元住民の身体的な理由により、可能な限り送迎車が自宅付近まで入れるよう進入路の設置要望があったことによるものでございます。

議案第23号と議案第24号は、山口県市町総合事務組合の規約改正と財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第23号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてであります。

改正理由は、1つには、平成31年3月31日限りで養護老人ホーム秋楽園組合が山口県市町総合事務組合から脱退すること、2つ目に、平成31年4月1日より、公平委員会の設置及び権限に関する事務を共同処理する団体に、光市及び光地区消防組合を加えることを規定するものであります。

次に、議案第24号は、組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から養護老人ホーム秋楽園組合が離脱することに伴い、財産処分することについて議決をお願いするものであります。

以上、本日御提案申し上げました議案23件について、その概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長(瀬石 公夫議員) これで提案理由の説明を終わります。

さき、地震があった、何か書類がその辺に来てるようなんで、ちょっと、もしあれば説明をお願いします。川添副町長。

○副町長(川添 俊樹君) 先ほどの地震は、田布施町震度2です。愛媛県の中予、南予で3の地震でございます。

以上です。

○議長(瀬石 公夫議員) 以上でございます。

これから質疑を行います。

議案第2号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬石 公夫議員) 質疑なしと認めます。

議案第3号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬石 公夫議員) 質疑なしと認めます。

議案第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬石 公夫議員) 質疑なしと認めます。

議案第5号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬石 公夫議員) 質疑なしと認めます。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第8号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第9号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第10号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第12号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第13号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第14号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第16号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第17号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第18号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第19号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第20号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第21号、質疑はありませんか。松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 21号は経済厚生の方に付託されるんですよね、3万1,680円が2万6,460円に下がるけども、またその次は、ちょっとようわからんのです。わかりやすく説明をお願いしたいんですが。高くなるのかどうなるのか。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 第1段階の方が3万1,680円から2万6,400円に下がるような感じになります。そして、第2段階が5万2,800円から4万4,000円に下がるような感じになります。そして、第3段階が5万2,800円から5万1,040円に下がるような感じになります。以上であります。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） じゃあ、全ての段階で下がると、ちゆうことですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 第1段階から第3段階までの3段階について下がるような感じになります。低所得者のみです。

○議員（7番 松田規久夫議員） わかりました。

○議長（瀬石 公夫議員） よろしいですか。

ほかに何か質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第22号、質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第23号、質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第24号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第2号から議案第6号までの5件については、予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩にします。

それでは、議員控室にて、予算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

終わり次第、議事堂にお集まりください。

午後4時07分休憩

午後4時15分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩を取り消し、会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に松田規久夫議員、副委員長に木本睦博議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、議案第7号から議案第24号までの18件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第28. 請願第1号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第28、請願第1号を議題とします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願第1号は総務文教委員会に付託します。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。どうもお疲れでした。

(ベル)

午後4時16分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬石 公夫

署名議員 谷村 善彦

署名議員 清神 清

議事日程(第2号)

平成31年3月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第7号の訂正
- 日程第3 議案第2号
平成31年度田布施町一般会計予算議定について
(委員長報告)
- 日程第4 議案第3号
平成31年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
(委員長報告)
- 日程第5 議案第4号
平成31年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
(委員長報告)
- 日程第6 議案第5号
平成31年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
(委員長報告)
- 日程第7 議案第6号
平成31年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
(委員長報告)
- 日程第8 議案第7号
平成30年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について
(委員長報告)
- 日程第9 議案第8号
平成30年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第10 議案第9号
平成30年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第11 議案第10号
平成30年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第12 議案第11号
平成30年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第13 議案第12号
田布施町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
(委員長報告)

- 日程第 1 4 議案第 1 3 号
田布施町国営農地再編整備事業負担金支払基金条例の制定について
(委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号
田布施町森林環境基金条例の制定について
(委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号
田布施町個人情報保護条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号
町長等の給与に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号
田布施町子ども・子育て会議条例の制定について
(委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号
田布施町介護保険条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号
議決事項の一部変更について
(委員長報告)
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する
事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
(委員長報告)
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号
山口県市町総合事務組合の財産処分について
(委員長報告)
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号
情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号
固定資産評価員の選任について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 3 0 閉会中の継続調査（付託事件）について

日程第 3 1 閉会中の継続調査（特定事件）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 7 号の訂正

日程第 3 議案第 2 号

平成 3 1 年度田布施町一般会計予算議定について

(委員長報告)

日程第 4 議案第 3 号

平成 3 1 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について

(委員長報告)

日程第 5 議案第 4 号

平成 3 1 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について

(委員長報告)

日程第 6 議案第 5 号

平成 3 1 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について

(委員長報告)

日程第 7 議案第 6 号

平成 3 1 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について

(委員長報告)

日程第 8 議案第 7 号

平成 3 0 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定について

(委員長報告)

日程第 9 議案第 8 号

平成 3 0 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について

(委員長報告)

日程第 1 0 議案第 9 号

平成 3 0 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について

(委員長報告)

日程第 1 1 議案第 1 0 号

平成 3 0 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について

(委員長報告)

日程第 1 2 議案第 1 1 号

平成 3 0 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について

(委員長報告)

日程第 1 3 議案第 1 2 号

田布施町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について

(委員長報告)

日程第 1 4 議案第 1 3 号

田布施町国営農地再編整備事業負担金支払基金条例の制定について

(委員長報告)

- 日程第 1 5 議案第 1 4 号
田布施町森林環境基金条例の制定について
(委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号
田布施町個人情報保護条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号
町長等の給与に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号
田布施町子ども・子育て会議条例の制定について
(委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号
田布施町介護保険条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号
議決事項の一部変更について
(委員長報告)
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
(委員長報告)
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号
山口県市町総合事務組合の財産処分について
(委員長報告)
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号
情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号
固定資産評価員の選任について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 0 閉会中の継続調査（付託事件）について
(総務文教委員会)
- 日程第 3 1 閉会中の継続調査（特定事件）について
(議会広報委員会)

出席議員（13人）

西本 篤史議員	谷村 善彦議員
國本 悦郎議員	清神 清議員
石田 修一議員	木本 睦博議員
松田規久夫議員	竹谷 和彦議員
穴井 謙次議員	畠中 孝議員
林山 健二議員	河内 賀寿議員
瀨石 公夫議員	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	岩本 周平君
------	-------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	田中 和彦君	町民福祉課長	坂本 哲夫君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	惠元 朗夫君
学校教育課長	長合 保典君	社会教育課長	中田 正美君
建設課技幹	吉藤 功治君	総務企画課主幹	森 清君
健康保険課主幹	山本むつみ君	代表監査委員	常見 京平君

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（瀬石 公夫議員） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、林山健二議員、河内賀寿議員を指名します。

日程第2. 議案第7号の訂正

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第2、議案第7号の訂正を議題とします。

議案第7号平成30年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定についての訂正について、3月12日をもってお手元に配付のとおり訂正したい旨の提示がありました。

町長から議案第7号の訂正の理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、議案の訂正について説明を申し上げます。

各委員会のほうでも説明をさせていただきましたが、議案第7号平成30年度田布施町一般会計補正予算（第4号）、第2条繰越明許費の第2表繰越明許費について、費目ごとに集計をしておりましたが、1路線、費目を間違えて集計していたものによりまして訂正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これで訂正理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第7号の訂正を許可することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。よって、議案第7号の訂正を許可することに決定しました。

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第3、議案第2号平成31年度田布施町一般会計予算議定についてから日程第7、議案第6号平成31年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてまで5件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。松田予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（松田規久夫議員） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第2号から議案第6号までの議案5件について、3月13日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。議案については、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配布の審査報告書のとおり、

議案第2号平成31年度田布施町一般会計予算議定については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、特別会計にかかわる議案4件については、議案第3号、第4号及び第6号については全会一致で、また第5号については賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上を持ちまして、本委員会の報告とします。

○議長（瀬石 公夫議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第2号から議案第6号まで討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号平成31年度田布施町一般会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立多数です。したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成31年度田布施町国民健康保険特別会計の予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成31年度田布施町下水道事業特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成31年度田布施町介護保険特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立多数です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第6号平成31年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

- 日程第 12. 議案第 11号
- 日程第 13. 議案第 12号
- 日程第 14. 議案第 13号
- 日程第 15. 議案第 14号
- 日程第 16. 議案第 15号
- 日程第 17. 議案第 16号
- 日程第 18. 議案第 17号
- 日程第 19. 議案第 18号
- 日程第 20. 議案第 19号
- 日程第 21. 議案第 20号
- 日程第 22. 議案第 21号
- 日程第 23. 議案第 22号
- 日程第 24. 議案第 23号
- 日程第 25. 議案第 24号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第8、議案第7号平成30年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定についてから、日程25、議案第24号山口県市町総合事務組合の財産処分についてまで、18件を一括議題とします。

まず、委員会の報告の経過及び結果の報告を求めます。松田総務文教委員長。

○総務文教委員長（松田規久夫議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第7号、議案第12号から第19号及び議案第23号、議案第24号の議案11件及び請願1号について、3月19日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案については執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配布の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。また、請願1号については、お手元に配付の閉会中の継続調査申し出書のとおり、慎重な調査を要するため、継続調査に決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告をいたします。

去る3月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第7号から議案第11号、第13号、第14号及び議案第20号から第22号の議案10件について、3月15日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案10件について執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配布の審査報告書のとおり、議案第7号から第11号、第13号、第14号、第20号、第22号は全会一致で、また、議案第21号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これから、総務文教委員長及び経済厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第7号から議案第24号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号平成30年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起

立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成30年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成30年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成30年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成30年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号田布施町課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号田布施町国営農地再編整備事業負担金支払基金条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号田布施町森林環境基金条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第15号田布施町個人情報保護条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号町長等の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号田布施町子ども・子育て会議条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号田布施町介護保険条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号議決事項の一部変更についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを採決します。本件に対する委員長の報

告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号山口県市町総合事務組合の財産処分についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26. 議案第25号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第26、議案第25号情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、議案第25号の田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について御説明申し上げます。

本案は、審査会委員5名の任期が本年3月末をもって満了することに伴い、中坪清氏、南一成氏、藪本知二氏、塩田和子氏、田中孝道氏を田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第2項の規定により、審査会委員としてお願いしようとするものでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 各委員の今回の審議会の一番初めに委嘱されました資料を教えてください。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 申しわけございません。ちょっと調べて出ささせていただきたいと思うんですけど。

○議長（瀬石 公夫議員） 今はわからんちゅうことやろ。國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 今、よく聞こえなかったんですけど。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 田中孝道氏は前回、2年前のときに新たに変わらしまして、そのほかの方につきましては引き続きずっとやっていたらいるんですけど、それがいつからかというところについては調べさせていただかないと、ちょっとお答えができないような状態です。すみません。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 附属機関の方々、そういったのは長く携わらないというような原則があったと思うんです。それぞれいつからやっているのかということがわからないと、私としては判断しかねるような状況です。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 年数等をはっきり申し上げられないのは大変申しわけございません。

この5名の方でございしますが、中坪先生、南さん、藪本さんは最初から入っていただいております。塩田さんと田中さんにつきましては交代をさせていただいておりますので、3年ずっと継続されておるといのは、中坪先生、南さん、藪本さんでございします。

○議長（瀬石 公夫議員） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27. 議案第26号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第27、議案第26号固定資産評価員の選任についてを議題とします。
議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、議案第26号の田布施町固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

本町の固定資産評価員は、平成9年3月に議会の同意を得て当時の助役が評価員をしておりましたが、平成14年3月末にその助役が退任されてから今日まで不在となっております。

こういう経緯から、固定資産評価員を選任していなかったことについて、改めておわびを申し上げます。

今回、組織体制を適正な状態に戻すため、地方税法第404条第2項の規定により、副町長の川添俊樹氏を固定資産評価員に選任することについて議会の同意をお願いするものでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

日程第28. 議案第27号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第28、議案第27号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、議案第27号の人権擁護委員の推薦に関するものについて御説明申し上げます。

現在、本町では、錢谷氏、谷氏、岩本氏、長迫氏の4名が、法務大臣の委嘱を受け人権擁護委員として活動しておられます。このうち、錢谷忠義氏、谷茂子氏の2名の任期が本年6月末をもって満了いたしますが、引き続き両氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

本家で推薦をいたします錢谷氏は、平成19年7月1日から人権擁護委員をお願いしております。同氏は法務省において、長い間、少年院教育部門に力を注がれ、退職後は地域の防犯、教育、環境美化などに御尽力をいただき、現在は柳井保護区保護司会長を勤めておられます。また、人権問題についての理解も深く、人権擁護委員として適任と考えるものでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

日程第29. 議案第28号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第29、議案第28号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 議案第28号も、人権擁護委員の推薦に関するものでございます。

本家で推薦をいたします谷氏は、平成22年7月1日から人権擁護委員をお願いしておりますが、長く学校教育に御尽力いただき、退職後は田布施町更正保護女性会の理事として、また、平成27年6月1日からは会長として明るい地域社会の実現に御尽力いただいております。

人権問題についての理解も深く、人権擁護委員として適任と考えるものでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号から議案第28号まで、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第28号までは委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第25号情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第25号情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立多数です。したがって、議案第25号は同意することに決定しました。

これから議案第26号固定資産評価員の選任について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第26号固定資産評価員の選任についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第26号は同意することに決定しました。

これから議案第27号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第27号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第27号は同意することに決定しました。

これから議案第28号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第28号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第28号は同意することに決定しました。

日程第30. 閉会中の継続調査（付託事件）について

○議長（瀬石 公夫議員） 次に日程第30、閉会中の継続調査（付託事件）についてを議題とします。

総務文教委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申請書のとおり、請願第1号過大徴収した固定資産税等の返還を求める請願について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第31. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（瀬石 公夫議員） 次に日程第31、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。

議会広報委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会広報委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議会広報委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（瀬石 公夫議員） これで本日の日程は、全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。

○議員（4番 清神 清議員） その前に間違えかどうかちょっとわからないので確認したいんですが。

○議長（瀬石 公夫議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 経済厚生委員会の報告書の番号、左側の事件の番号が3号、4号、5号、6号というのが、これは8号、9号、10号、11号じゃないかと思うんですが。

○議長（瀬石 公夫議員） どうもありがとうございました。訂正いたしますので。どうも済みません。それでは、これで本日の日程は全部終了しました。ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、以上で会議を閉じます。平成31年、第2回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬石 公夫

署名議員 林山 健二

署名議員 河内 賀寿